



男女（みんな）で いきいき・共に輝くまち



第4次水俣市男女共同参画計画 (令和2年度～令和8年度)

水 俣 市

は じ め に

人口減少、少子高齢化の進行、家族形態の多様化等、急速に進む時代の変化には、多様な人材による活力のある地域づくりを進めていくことが求められます。地域に住む男女一人ひとりの尊厳が保たれ、社会の対等な構成員として地域づくりに参画していく、男女共同参画社会の形成は、地域住民の幸せと笑顔に寄与するものです。

国際的には、平成27（2015）年9月、国連が提唱する「SDGs（持続可能な開発目標）」の中に、女性のエンパワーメント（能力開花）に係る支援等が盛り込まれ、あらゆる分野における女性の活躍が期待されるようになっていきます。

我が国においては、同時期「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、職場間での女性の活躍、男女それぞれのワーク・ライフ・バランス等が推進されることとなりました。

また、熊本県においても、あらゆる分野での女性の参画拡大、男女共同参画の推進、働き方の見直し、子育て支援体制の充実、女性に対するあらゆる暴力の根絶などへの取組が推進されています。

本市では、平成17（2005）年11月に「水俣市男女共同参画都市」を宣言し、これまで3次にわたり「水俣市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

これらの取組の成果もあり、令和元（2019）年度に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を見ると、性別で役割を固定する考え方を否定する回答は約8割となっており、男女共同参画に対する理解は進んできたといえます。

しかしながら、仕事と家庭を両立するに当たり、男性は「長時間労働」、女性は「家事・育児・介護等」を負担に感じる割合が高くなっており、男女の平等感については「男性の方が優遇されている」という回答が多くなっているなど、依然として課題が残されていることが明らかになりました。

このような国や県の動向、市民意識調査の結果等を踏まえ、家庭・地域・職場において男女が共に支えあい、個々の能力を十分に発揮することにより、持続可能な水俣の構築を目指し、「第4次水俣市男女共同参画計画」を策定しました。

本計画に基づき、市民、事業者及び関係機関の皆様との連携、協働により着実に推進してまいりたいと存じますので、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心な御審議をいただきました水俣市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、市民意識調査及び事業所調査に御協力をいただきました皆様及び関係各位に対し、厚くお礼申し上げます。

令和2（2020）年3月



水俣市長 高岡 利治

目 次

第 1 章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	3
3	計画期間	3
4	基本理念	3
5	計画の目標	4
6	計画の構成	4
7	計画の体系	5

第 2 章 計画の内容

1	基本方針Ⅰ 男女相互の人権が尊重される意識づくり	8
2	基本方針Ⅱ 男女（みんな）で共に支える環境づくり	13
3	基本方針Ⅲ 男女（みんな）で共に生きる社会づくり	24
4	基本方針Ⅳ 男女共同参画推進体制づくり	33

第 3 章 資料編

1	水俣市男女共同参画都市宣言	40
2	水俣市男女共同参画まちづくり条例	41
3	水俣市男女共同参画社会推進本部設置要綱	45
4	男女共同参画社会基本法	47
5	熊本県男女共同参画推進条例	51
6	女性活躍推進法	54
7	水俣市男女共同参画社会審議会委員名簿	60
8	本市での取組状況	61
9	世界、日本、県のこれまでの動き	62

第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

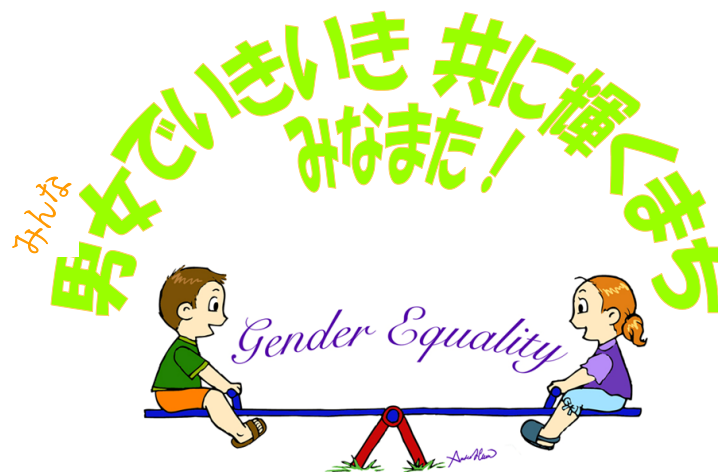
水俣市では、水俣市男女共同参画都市宣言でうたう「男女（みんな）でいきいき・共に輝くまち」の実現を目指し、平成27（2015）年度から令和元（2019）年度を計画期間とする「第3次水俣市男女共同参画計画」を策定し、様々な施策・事業を実施してきました。

人口減少や少子高齢化が加速する本市にあって、豊かで活力のある社会を維持していくためには、男女が共に支えあい個々の能力を十分に発揮しながら「持続可能な地域社会づくり」を推進していくことが重要です。

今回策定した「第4次水俣市男女共同参画計画」は、水俣市男女共同参画まちづくり条例第10条に基づき、男女共同参画社会※1の形成に向けた施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、本市のまちづくりに関する最上位計画である「第6次水俣市総合計画」の中でも、男女共同参画計画の策定と施策推進が明記されています。

本計画は、前計画の検証結果をもとに、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された「SDGs※2」や平成28（2016）年4月に完全施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律※3（以下「女性活躍推進法」という。）」の理念、その他、国や県の動向を踏まえるとともに、令和元（2019）年度中に実施した市民意識調査及び事業所調査の結果を反映して策定しました。



<<用語説明等>>

- ※1 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条、水俣市男女共同参画まちづくり条例第2条）
- ※2 SDGs（エスディージーズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で2030年に向けた17の国際目標と具体的な行動目標となる169のターゲットからなる。
- ※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律：働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくりのための基本法

2 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項で定める「市町村男女共同参画計画」とします。
- (2) この計画は、「水俣市男女共同参画まちづくり条例」第10条に基づき策定されたもので、水俣市総合計画等と整合性を図り策定したものです。
- (3) この計画は、SDGsの5番目の目標「ジェンダー平等を実現しよう」、17番目の目標「パートナーシップで目標を達成しよう」に向け策定したものです。
- (4) この計画の、「基本方針Ⅱ 男女（みんな）で共に支える環境づくり」は、「女性活躍推進法」第6条2項に基づく、「市町村推進計画」として位置づけるものです。
- (5) この計画の、「基本方針Ⅲ 男女（みんな）で共に生きる社会づくり」、「施策の方向1 男女間のあらゆる暴力を許さない社会づくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）」第2条の3第3項に基づく、「市町村基本計画」として位置づけるものです。

3 計画期間

令和2（2020）年度～令和8（2026）年度（7年間）

計画の終期は第6次水俣市総合計画と合わせ令和8（2026）年度とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて、必要な見直しを行うこととします。

4 基本理念

「水俣市男女共同参画まちづくり条例」第3条に基づき、次の6つを基本理念とします。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活における活動とその他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすること。

(5) 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協調の下に行われること。

(6) 市、市民及び事業者の協働

市、市民及び事業者の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われること。

5 計画の目標

男女（みんな）でいきいき・共に輝くまち

水俣市男女共同参画都市宣言（平成17（2005）年11月）に掲げる、「男女（みんな）でいきいき・共に輝くまち」を計画の目標とします。

（目標のイメージ）

人と人の心をつなぐ「もやい」の精神のもと、心豊かで安心して暮らすことのできる男女共同参画社会

- ・ 男女の性別にとらわれず、一人ひとりの人権を尊重し、自分らしく生きられるまち
- ・ 男女が共に、対等なパートナーとして協働し、元気で活力あるまち
- ・ 男女が共に、家庭でも仕事でも協力しあい、いきいきと暮らせるまち
- ・ 男女が共に、個性と能力を活かして、社会のあらゆる分野に参画し、魅力あるまち

6 計画の構成

計画の目標である「男女（みんな）でいきいき・共に輝くまち」の実現に向けて、この計画の構成は以下のとおりとします。

基本方針：「計画の目標」の実現に向けた基本方針

施策の方向：「基本方針」の目的を実現するために取り組むべき施策の方向

施策の内容：計画期間中に推進する施策の内容

具体的施策：具体的に取り組む内容

7 計画の体系

目標	基本方針	施策の方向	施策の内容
男女（みんな）でいきいき・共に輝くまち	Ⅰ 男女相互の人権が尊重される意識づくり	1 意識づくりに向けた広報・啓発の推進	(1) 固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発
		2 男女共同参画を推進する教育の充実	(1) 家庭・地域における男女共同参画を推進する教育の実施 (2) 学校における男女共同参画を推進する教育の実施
	Ⅱ 男女（みんな）で共に支える環境づくり	1 ☆(5.5) 政策や方針決定過程への女性参画の拡大	(1) ★政策や方針決定過程への女性参画の推進 (2) ★女性のエンパワメントの支援
		2 ☆(5.4) 就業・雇用分野における男女共同参画の推進	(1) 就業・雇用分野における男女共同参画の推進 (2) ★仕事と家庭の両立支援
			(3) 所得格差の是正と生活困窮者の自立支援
		3 ☆(5.5) あらゆる分野における男女共同参画の推進	(1) 地域社会における男女共同参画の推進 (2) 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画の推進 (3) 防災活動への男女共同参画の推進 (4) 国際的理解の推進
	Ⅲ 男女（みんな）で共に生きる社会づくり	1 ☆(5.2) 男女間のあらゆる暴力を許さない社会づくり	(1) ★DV(ドメスティック・バイオレンス)、セクハラ(セクシャルハラスメント)性暴力等の予防及び根絶 (2) ★被害者の保護及び支援体制の充実
		2 子育て支援の充実	(1) ★子育てに関する支援体制づくり (2) ひとり親家庭への支援体制づくり
		3 男女が共に心豊かに元気に暮らす社会づくり	(1) 個性に応じた、生涯にわたる健康づくり (2) 地域社会で高齢者を支える体制づくり (3) 障がい者の自立を支える福祉の充実
	Ⅳ 男女共同参画推進体制づくり	1 ☆(17.14) 市の推進体制の充実	(1) 男女共同参画の実現を目指した市の推進体制の充実 (2) 男女共同参画の実現を目指した連携
		2 ☆(17.17) 市民、事業者、行政との協働推進	(1) 市民・事業者との協働による男女共同参画の推進

☆：SDGsの該当するターゲット

★：市民意識調査及び事業所調査の結果、男女共同参画審議会の意見、SDGs等を勘案し、重点的に実施する施策

第2章

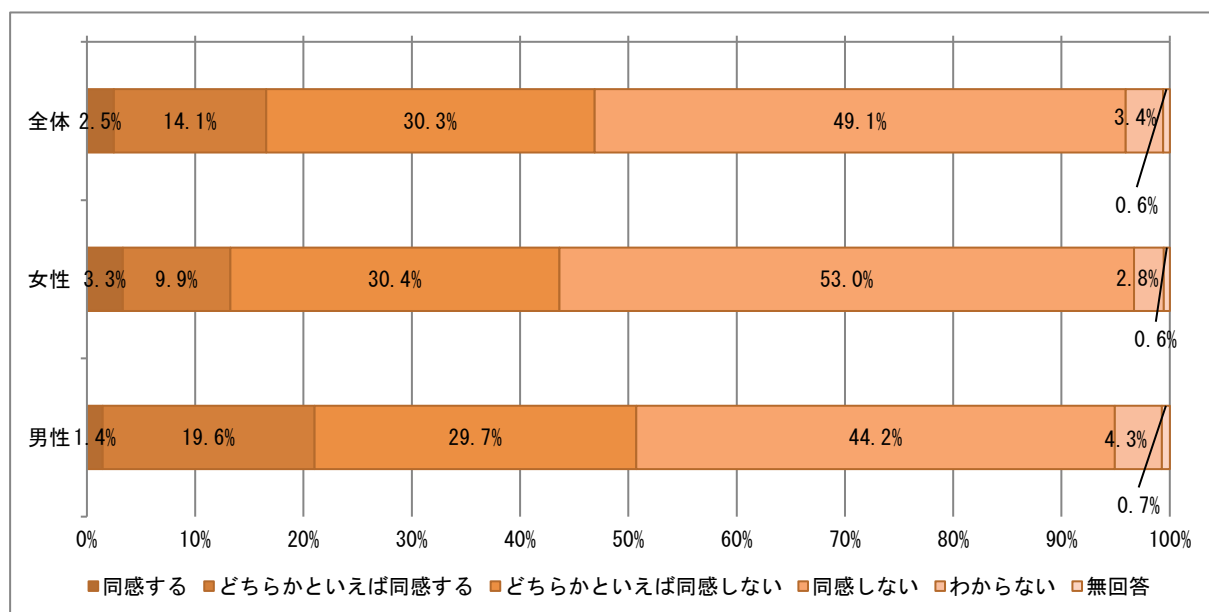
計画の内容

基本方針Ⅰ 男女相互の人権が尊重される意識づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会を推進していくには、まず、互いの人権を尊重する意識の醸成が必要です。

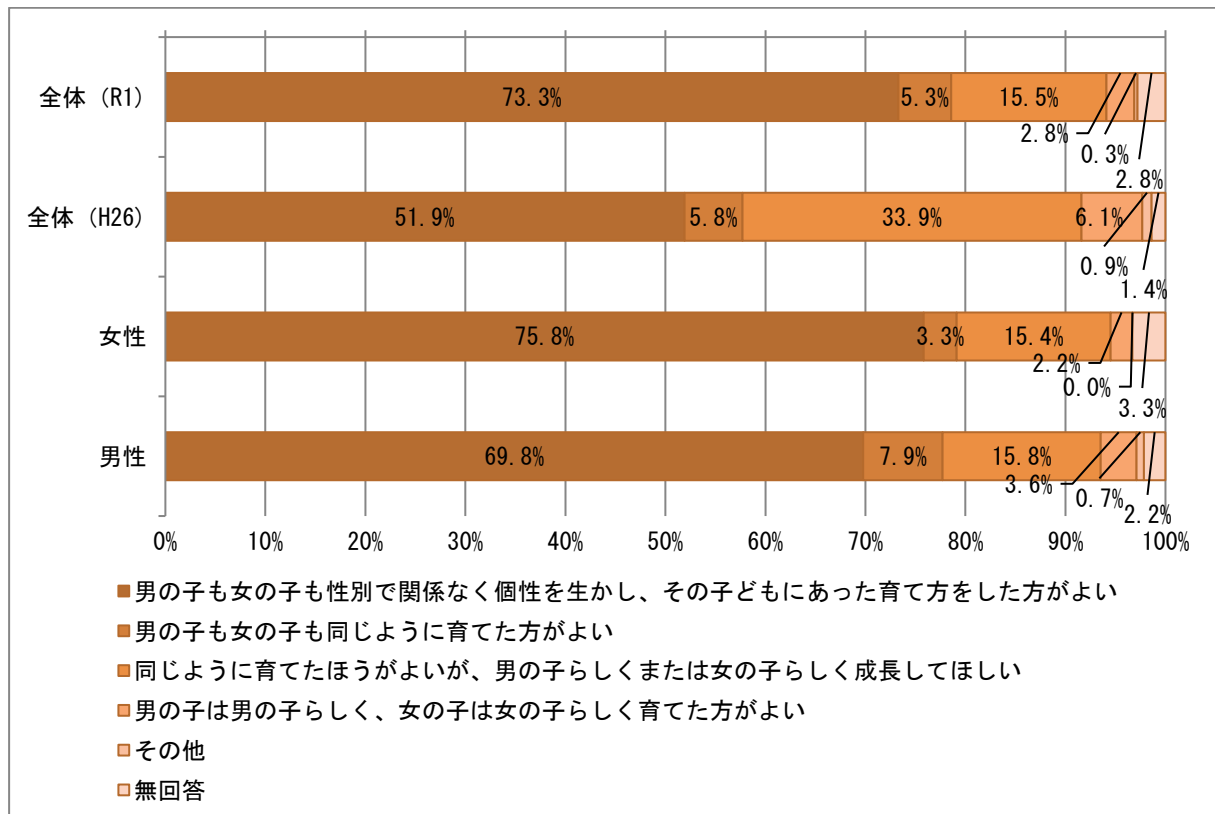
令和元（２０１９）年６月に実施した「水俣市男女共同参画のまちづくりに関する市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」など性別によって役割を固定する考え方について尋ねた質問（図Ⅰ－１）では、「同感する」と「どちらかといえば同感する」を合わせた「肯定派」が１６.６%、「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」を合わせた「否定派」が７９.４%となっており、固定的性別役割分担意識に対する否定的な見方が浸透してきていることがわかります。



【図Ⅰ－１ 「男は仕事、女は家庭」など性別によって役割を固定する考え方について】

（令和元（２０１９）年６月水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査より）

子どもの育て方について尋ねた質問（図Ⅰ－２）では、「男の子も女の子も性別に関係なく個性を生かし、その子どもにあった育て方をした方がよい」という回答が前回調査※¹の 51.9%から大幅に増加し、73.3%と最も高くなりました。「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てた方がよい」というジェンダー※²（男らしさ、女らしさ）を意識した価値観は最も低く、2.8%となりました。



【図Ⅰ－２ 「子どもの育て方」について】

（令和元（２０１９）年６月水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査より）

基本方針Ⅰ 男女相互の人権が尊重される意識づくり

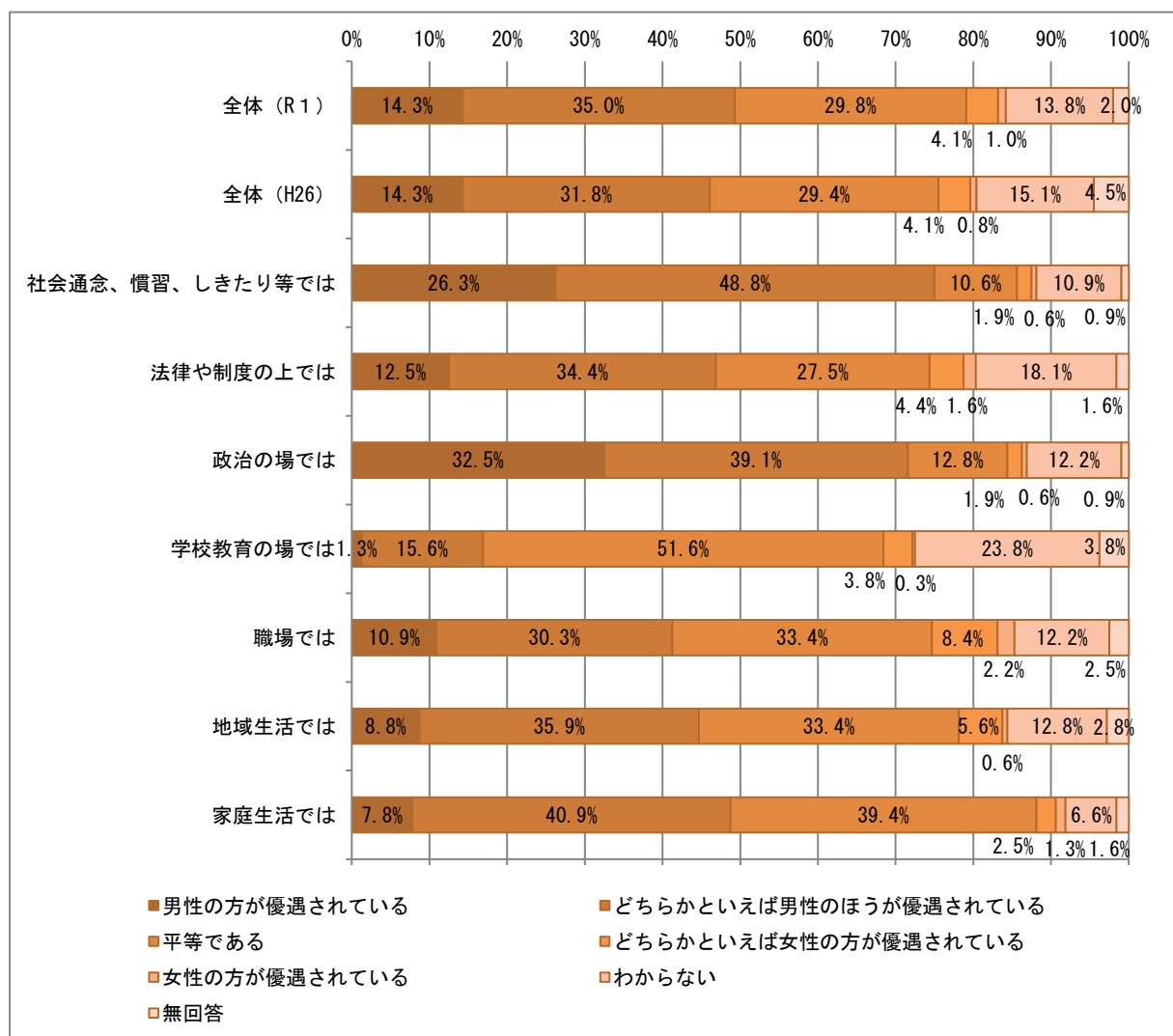
※1 前回調査：男女共同参画社会に関する市民意識調査（平成26（2014）年5月実施）

※2 ジェンダー：社会的、文化的につくられた性別のこと。

このように、固定的性別役割分担意識についてはある程度、解消されてきていますが、個人の尊厳と人権が尊重されるために、今後も継続した啓発活動が必要です。

男女の平等感について尋ねた質問（図Ⅰ-3）では「社会通念・慣習・しきたり等」について「平等」と答えた割合が10.6%と最も低く、前回調査と比較しても、「男性優遇」「どちらかといえば男性優遇」の合計値が上昇しています。

社会通念・慣習・しきたり等の固定観念は、長年の積み重ねによって形成されたものであり、簡単には変えることはできません。この固定観念を解消していくには、家庭や地域、学校や職場等において様々な学習機会を提供し、考えを改める機会を創出していく必要があります。併せて、人格や価値観、人生観などが形成される幼少期から男女共同参画に係る教育を図ることで、性別にとらわれず、互いの人権を尊重し、多様な生き方を選択する意識づくりに取り組む必要があります。



【図Ⅰ-3 「男女の平等感」について】

(令和元(2019)年6月 水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査より)

【施策の方向1】 意識づくりに向けた広報・啓発の推進

一人ひとりがあらゆる分野で、女性、男性の性別に関わらず自分らしく、多様な生き方を
選択できるように男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに努めます。

【施策の内容】

(1) 固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発

具体的施策	取組内容	担当課
① 広報紙等での意識啓発	(ア) 広報紙や市ホームページ等による男女共同参画に関する情報の発信	企画課
② 男女共同参画週間(水俣パートナーシップウィーク)での意識啓発	(ア) 水俣市男女共同参画週間(水俣パートナーシップウィーク)において、啓発事業を実施	企画課
③ 市民意識の把握	(ア) 市民意識調査の実施 (イ) 事業所調査の実施	企画課 企画課

<成果の指標>

項 目	現況(令和元年度)	目標(令和8年度)
男女の地位の平等感(全体的)について 平等と思う人の割合	29.8%※1	36.0%

【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】

- ジェンダーの視点について理解を深めるため、男女共同参画に関する情報を積極的に取り入れましょう。
- 性別による固定観念の押し付けをしていないか、日々の言動を見直しましょう。

<<用語説明等>>

※1 水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査(令和元(2019)年6月)の結果による。

【施策の方向2】 男女共同参画を推進する教育の充実

性別に関わりなく、互いを認め尊重しあう心を育てるには、家庭、地域そして学校等の果たす役割は大きいものがあります。

家庭、地域、学校等における男女共同参画への理解・促進を行うための教育、学習を推進します。

【施策の内容】

(1) 家庭・地域における男女共同参画を推進する教育の実施

具体的施策	取組内容	担当課
①市民を対象とした研修、講座等の実施	(ア)男女共同参画に係る研修、出前講座、講演会等の実施	企画課、生涯学習課
②男女共同参画に関する図書の実施	(ア)男女共同参画に係る図書の充実 (イ)男女共同参画関連図書の臨時特設コーナーの設置	生涯学習課 生涯学習課

(2) 学校における男女共同参画を推進する教育の実施

具体的施策	取組内容	担当課
①学校での男女平等教育の推進	(ア)小中学校への男女共同参画を推進する教育内容の検討、実施 (イ)男女共同参画に係る情報発信 (ウ)男女混合名簿による出席簿の作成の実施	教育総務課 教育総務課 教育総務課
②教職員への男女平等教育の推進	(ア)男女共同参画に係る情報発信	教育総務課

<成果の指標>

項 目	現況（平成30年度）	目標（令和8年度）
研修、出前講座、講演会等に参加した後で「何か行動しようと思った人の割合」	97.5%	100%
研修、出前講座、講演会等の実施回数	1回／年	3回／年
男女共同参画に係る書籍の充実	124冊	190冊
男女混合名簿による出席簿を作成している学校数	9校／11校	11校／11校

【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】

○ 男女共同参画に関する研修等に積極的に参加し、男女共同参画について正しく理解しましょう。

基本方針Ⅱ 男女（みんな）で共に支える環境づくり

【現状と課題】

令和元（2019）年に世界経済フォーラムが発表した、我が国のジェンダーギャップ指数（GGI）※1は153か国中121位となっています。これは、経済、政治分野における意思決定レベルに、女性が参加する機会が少ないことが大きな要因とされています。

国にあっては「SDGs アクションプラン2019」の1つに、“女性のエンパワーメント※2”を掲げています。また、平成28（2016）年に「女性活躍推進法」が完全施行され、女性の活躍が一層期待されている中、本市においては、令和元（2019）年、市議会議員16人中4人の女性市議会議員、自治会長26人中1人の女性自治会長が誕生しました。一方、政策・方針決定の場における女性の進出状況という点で、市役所における委員会・審議会等への女性の登用状況（表Ⅱ－1）を見てみると、20.6%となっています。女性の登用は徐々に進んできているものの、依然として登用率は低くなっています。女性自身が能力を身に付け、発揮していこうとする意識付けを行うとともに、それを受け入れる環境づくりも重要です。

【表Ⅱ－1 市役所における委員会・審議会等への女性の登用状況（令和元（2019）年12月末時点）】

（表Ⅱ－1－（1）地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の女性の登用状況）

	委員会等名	総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)
1	教育委員会	4	1	25.0
2	選挙管理委員会	4	0	0.0
3	監査委員	2	0	0.0
4	農業委員会	28	1	3.6
5	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
	合 計	41	2	4.9

<<用語説明等>>

※1 ジェンダーギャップ指数（GGI）：世界経済フォーラムが、各国の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出される。

※2 エンパワーメント：女性が自ら状況の中で問題を自覚し、それをもたらしている社会の構造に気づき、変えようと行動するための能力・力をつけること。

（表Ⅱ－１－（２） 地方自治法(第 202 条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況)

	審議会等名	総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)
1	水俣市防災会議	42	3	7.1
2	水俣市民生委員推薦会	7	2	28.6
3	水俣市国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5
4	水俣市環境審議会	5	1	20.0
5	水俣市社会教育委員会	15	7	46.7
6	水俣市文化財保護審査会（地方文化財保護審議会）	3	0	0.0
7	水俣市都市計画審議会	10	3	30.0
8	水俣市国民保護協議会	42	3	7.1
9	水俣市スポーツ推進委員協議会	34	8	23.5
10	水俣市表彰審査委員会	7	2	28.6
11	水俣市情報公開等審査会	5	1	20.0
12	水俣市行財政改革推進委員会	6	1	16.7
13	水俣市政治倫理審査会	5	2	40.0
14	水俣市介護保険等運営委員会	10	3	30.0
15	水俣市教育支援委員会	11	3	27.3
16	水俣市奨学生選考委員会	5	2	40.0
17	水俣市財産価格審議会	5	1	20.0
18	水俣病資料館協議会	7	1	14.3
19	水俣市衛生委員会	11	4	36.4
20	水俣市いじめ調査委員会	4	1	25.0
22	水俣市男女共同参画審議会	10	6	60.0
	合 計	255	59	23.1

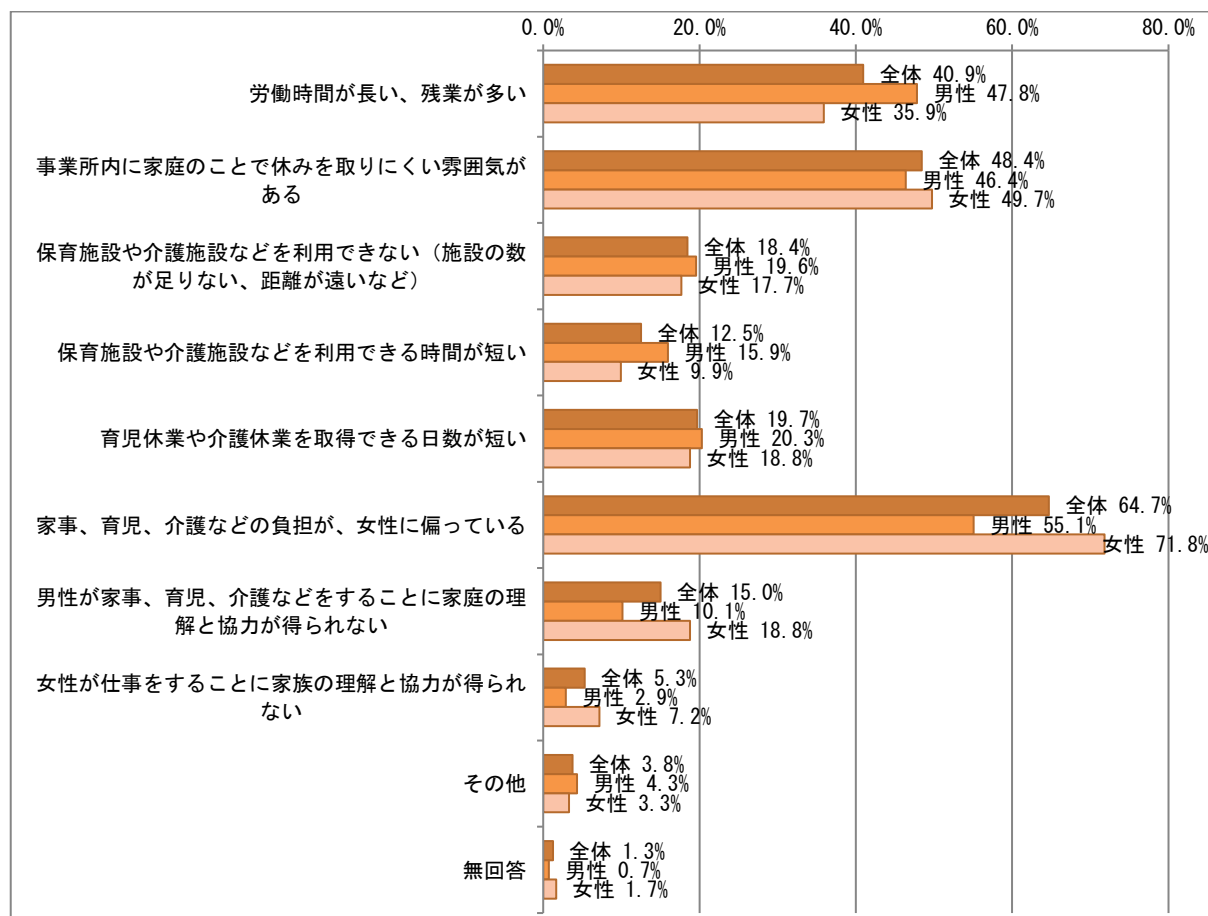
（表Ⅱ－１－（３） 委員会・審議会等の女性の登用状況)

	総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)
表Ⅱ－１－（１）、（２）の合計	296	61	20.6

就業・雇用関係については、仕事と家庭を両立させる上での問題点を尋ねた質問（図Ⅱ－２）の結果からも、家事・育児・介護などの負担が、女性に偏っていることが大きな課題となっていることがわかります。性別で比較すると、女性は「家事・育児・介護等の負担」、男性は「長時間労働」を負担に感じています。

互いに支えあって生きていくためには、男性は家事・育児・介護等に、女性は仕事に、それぞれが主体的に関わるなど、個人の生活に応じたワーク・ライフ・バランス※¹の推進が必要です。

【図Ⅱ－２ 仕事と家庭を両立させる上での問題点】



（令和元（2019）年6月 水俣市男女共同参画まちづくり市民意識調査）

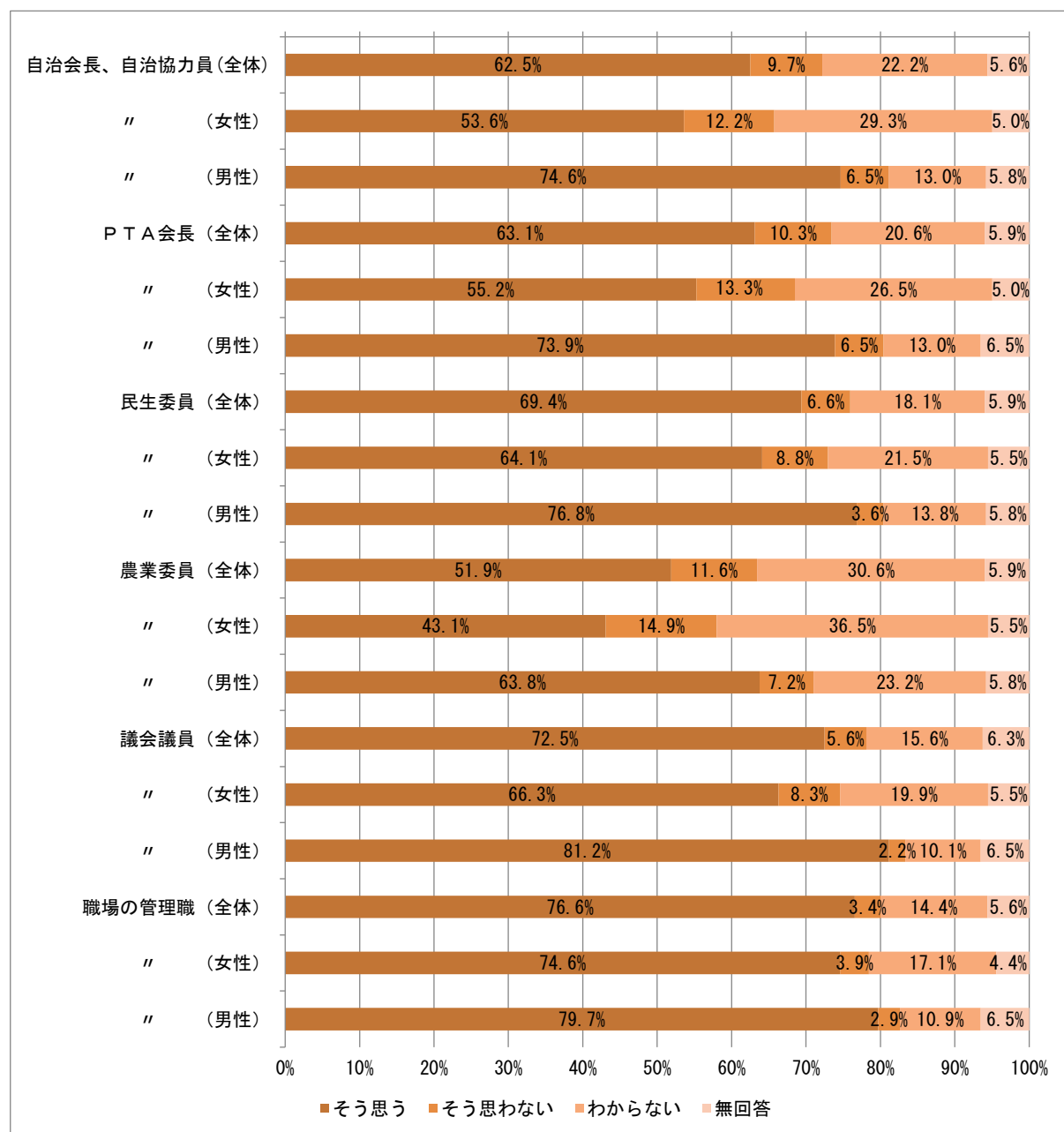
加えて、近年では、性別からの思い込みによる職業選択、管理職の男女比率等の現状により、雇用分野における男女間の所得格差が問題化しています。県労働条件調査の結果※²を見ると正社員で 63,086 円、非正社員で 37,971 円の格差が生まれており、女性の貧困が課題となっています。今後、多様な職業の選択を可能とする（視野を広げる）教育の実施、また、生活貧困者の生活を支援していく必要があります。

<<用語説明等>>

※¹ ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現していくこと。

※² 県労働条件調査の結果：平成 30（2018）年 6 月に実施された熊本県労働条件等実態調査によると、所定内賃金平均額は、正社員が男性 275,996 円、女性 212,910 円、非正社員は男性 190,304 円、女性 152,333 円となっている。

また、市民意識調査の結果によると、女性の社会参画についての意向を尋ねた質問（図Ⅱ－３）では、６項目すべての役職で女性の参画に賛成するという回答が半数以上でした。一方で、女性の参加意欲に比べ、男性が女性の就任を望んでいるという傾向が見られました。しかし、実際の地域等における主な役職への女性の就任割合を見てみると、（表Ⅱ－４）のとおりとなっています。



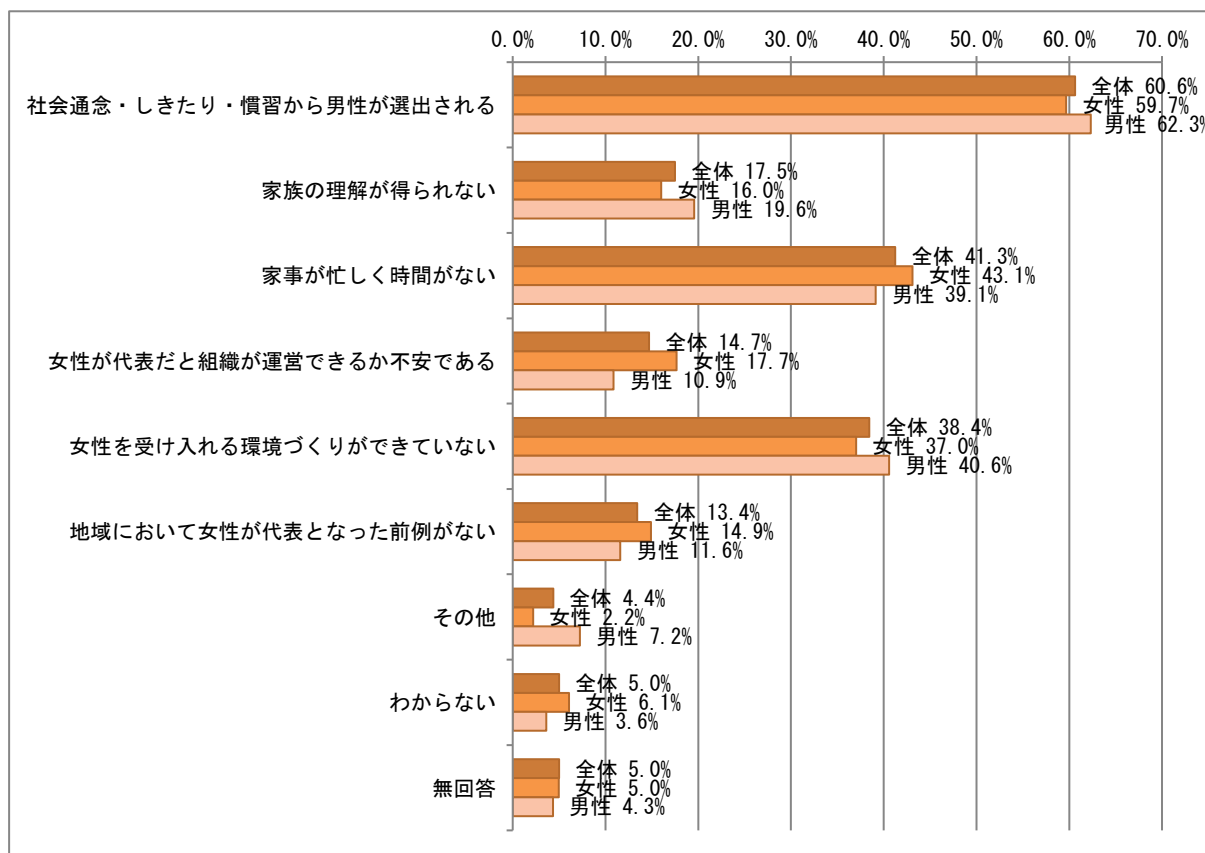
【図Ⅱ－３ 女性の社会参画についての意向（６つの役職から複数選択）】

（令和元（２０１９）年６月 水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査より）

【表Ⅱ－４ 地域等における主な役職への女性の就任割合（令和元（２０１９）年１２月末時点）】

項目	総数(人)	うち女性数(人)	割合(%)
自治会長	26	1	3.8
P T A会長（高校含む）	12	1	8.3
民生委員	73	26	35.6
農業委員	28	1	3.6
議会議員	16	4	25.0
市内における職場の管理職※ ¹	327	65	19.8

地域団体の代表に女性が少ない理由（図Ⅱ－５）としては、「社会通念」「家事の多忙」「女性の受入環境が未整備」ということがあり、今後、女性があらゆる分野に進出しやすい意識と環境を整備していくことが求められます。女性の活動の幅を広げるため、農林水産業や商工業等の分野における女性の経営参画への啓発や、女性の視点を取り入れた防災活動等、様々な分野で男女共同参画を推進することが重要です。



【図Ⅱ－５ 地域団体の代表に女性が少ない理由】

（令和元（２０１９）年６月 水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査より）

<<用語説明等>>

※１ 市内における職場の管理職：数値は水俣市男女共同参画まちづくりに関する事業所調査（令和元（２０１９）年６月）の結果による。

【施策の方向1】 政策や方針決定過程への女性参画の拡大

市の政策に多様な視点を取り入れ、男女が共に暮らしやすいまちにするため、委員会や審議会等への女性の登用を促進し、政策や方針決定の場へ性別の関わりなく、公平な視点での意見を反映させます。

また、女性の参画を促進するために、女性の能力開発・人材育成など女性のエンパワーメント支援に取り組み、女性の意識改革に努めます。



（☆ターゲット 5.5）

政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

【施策の内容】

（１）政策や方針決定過程への女性参画の推進 ★重点施策

具体的施策	取組内容	担当課
①委員会・審議会等への女性の登用の促進	(ア)委員会（同法第 180 条の 5）、審議会（地方自治法第 202 条の 3）等への女性の登用の促進	企画課、関係課
②女性人材バンクの充実・活用	(ア)女性人材バンクに登録する人材確保・活用促進 (イ)女性人材バンクに登録された人材の活用	企画課 関係課

（２）女性のエンパワーメントの支援 ★重点施策

具体的施策	取組内容	担当課
①女性のエンパワーメントの支援	(ア)女性のエンパワーメントの支援に係る研修、出前講座等の実施	企画課

＜成果の指標＞

項 目	現況（平成 30 年度）	目標（令和 8 年度）
委員会・審議会等への女性の登用率	19.7%	35.0%

【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】

- 女性は自立意識を向上させ、エンパワーメントに努めるとともに、市政へ積極的に参加しましょう。
- 事業所や団体等は、女性の登用に取り組み、平等にリーダーシップの機会を確保しましょう。

【施策の方向2】 就業・雇用分野における男女共同参画の推進

男女が対等なパートナーとして、本人の意思を尊重しつつ、仕事と家庭を両立させるため、男性の仕事優先意識や長時間労働などの働き方を見直し、女性も男性も家庭や地域の中でバランスの取れた生活を実現するため、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

併せて、女性のあらゆる可能性を引き出し、所得格差の是正に努めます。

**(☆ターゲット5.4)**

公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供並びに各国の状況に応じた世帯・家庭内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。

【施策の内容】**(1) 就業・雇用分野における男女共同参画の推進**

具体的施策	取組内容	担当課
①就業・雇用分野における男女平等に向けた啓発活動の推進	(ア)企業、事業所への男女共同参画に係る情報提供 (イ)男女共同参画推進優良事業所※ ¹ 受賞の奨励 (ウ)よかボス企業※ ² 等の男女共同参画に係る称号等取得の奨励	経済観光課 企画課 企画課
②働きやすい就労環境の整備	(ア)企業、事業所への男女共同参画に係る情報提供 [Ⅱ-2-(1)-①-(ア) (再掲)] (イ)公共調達における「男女共同参画・女性活躍」加点制度導入の検討 (ウ)農家の家族経営協定※ ³ 制度の周知及び締結推進	経済観光課 財政課 農林水産課

<<用語説明等>>

- ※¹ 男女共同参画推進優良事業所：男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業者（企業又は団体）を県知事が表彰する。その取組を周知することで、他の事業者への波及を図る。
- ※² よかボス企業：自ら仕事と生活の充実に取り組むとともに、共に働く社員や職員、従業員等の仕事と生活の充実を応援するボス（企業の代表者等）であることを宣言した企業で、県が管理する。
- ※³ 家族経営協定：農業経営に携わっている家族一人ひとりが、性別を問わず意欲を持って取り組めるよう経営方針や役割分担、労働報酬、休日や労働時間などについて家族内で話し合い、世帯員相互間のルールとして文書にして取り決めたもの

（２）仕事と家庭の両立支援 ★重点施策

具体的施策	取組内容	担当課
①仕事と家庭生活の両立に関する意識の啓発	(ア)企業、事業所への男女共同参画に係る情報提供 [Ⅱ-2-(1)-①-(ア) (再掲)] (イ)事業所向けの出前講座等の実施	経済観光課 企画課
②男性の家庭生活への参画	(ア)男性の家庭生活への参画を促す啓発活動 (イ)男性向け料理教室の実施	企画課 いきいき健康課
③子育て支援制度の充実	(ア)保育体制の充実 (イ)子育て短期支援事業の実施 (ウ)ファミリーサポート事業の実施 (エ)病児・病後児保育の充実 (オ)放課後の居場所づくり	福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 関係課
④地域と一体となった介護予防の推進	(ア)まちかど健康塾、もやい・ふれあい菜園事業の実施 (イ)長寿・健康増進事業の実施	いきいき健康課 市民課
⑤要介護高齢者へのサービスの充実、質の向上	(ア)介護保険事業者同士の連携、情報交換や研修機会の提供 (イ)地域ケア会議の開催	いきいき健康課 いきいき健康課

（３）所得格差の是正と生活困窮者の自立支援

具体的施策	取組内容	担当課
①多様な職業の選択を可能にする教育の充実	(ア)アカデミアシンポジウムの開催 (イ)市民公開講座の開催	企画課 企画課
②生活困窮者の自立支援	(ア)生活困窮に関する相談体制の充実	福祉課

<成果の指標>

項 目	現況（平成 30 年度）	目標（令和 8 年度）
男女共同参画推進優良事業所・よかボス企業等の男女共同参画を推進する事業所（累計）	5 社	7 社
男性の育休取得率	0%※ ¹	6.0%
事業所における管理職（課長級以上）に占める女性の割合	16.6%※ ²	24.0%

【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】

- 市民は、ワーク・ライフ・バランスについて理解し、積極的に取り組みましょう。
- 市民は、無報酬の家庭内労働における負担を認識し、パートナーと助け合いましょう。
- 事業所や団体等は、ワーク・ライフ・バランスへの取組について、積極的に理解し、支援するとともに、ポジティブ・アクション※³の推進に努めましょう。
- 事業所や団体等は、女性の登用を支援し、意欲・能力を活用しましょう。

<<用語説明等>>

- ※1 水俣市男女共同参画まちづくりに関する事業所調査（令和元（2019）年6月）の結果による。
- ※2 水俣市男女共同参画まちづくりに関する事業所調査（令和元（2019）年6月）の結果による。
- ※3 ポジティブ・アクション：様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの

【施策の方向3】 あらゆる分野における男女共同参画の推進

地域づくりや産業振興等、あらゆる分野において、男女共同参画の視点が重要です。
これまでの固定的な性別役割分担意識解消の啓発に努め、様々な分野での女性の視点やアイデアを活かしたまちづくり等を推進します。



（☆ターゲット5.5）

政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

【施策の内容】

（１）地域社会における男女共同参画の推進

具体的施策	取組内容	担当課
①市民を対象とした研修、講座等の実施 [Ⅰ-2-(1)-①（再掲）]	(ア)男女共同参画に係る研修、出前講座、講演会等の実施	企画課
②ボランティア活動等への参加促進	(ア)ボランティア活動等に関する情報提供や活動支援	企画課、関係課

（２）農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画の推進

具体的施策	取組内容	担当課
①女性の経営への参加促進	(ア)農業経営改善計画※ ¹ の夫婦連名申請 (イ)家族経営協定の締結促進 (ウ)農林水産業に従事する女性の活動に対する支援	農林水産課 農林水産課 農林水産課
②女性の就業・起業に対する支援	(ア)女性の就業・起業等に関する情報発信 (イ)女性の継続就労や起業等の支援を推進	経済観光課 経済観光課

（３）防災活動への男女共同参画の推進

具体的施策	取組内容	担当課
①男女共同参画の視点を 取り入れた防災対策の 推進	(ア)熊本県地域防災リーダー養成研修（火の国防災塾）への女性の参加	危機管理防災課

（４）国際的理解の推進

具体的施策	取組内容	担当課
①国際交流・国際協力活動の推進	(ア)国際交流・国際協力活動の実施	企画課

<<用語説明等>>

※¹ 農業経営改善計画：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営の現状や5年後の農業経営の改善に関する目標等を記載した計画。この計画が認定されると「認定農業者」となり、様々な支援措置を受けることができる。

<成果の指標>

項 目	現況（平成30年度）	目標（令和8年度）
女性の創業件数	4人/年	1人以上/年
農家の家族経営協定の締結（累計）	9件	12件
自主防災組織リーダー研修への女性の参加	1人/年	3人/年
水俣国際交流協会の女性新規会員数	4人/年	1人以上/年

【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】

- 女性は、様々な分野に積極的に参画しましょう。男性は、積極的に女性の意見を取り入れましょう。
- 地域等では、女性の進出を理解し、支援しましょう。

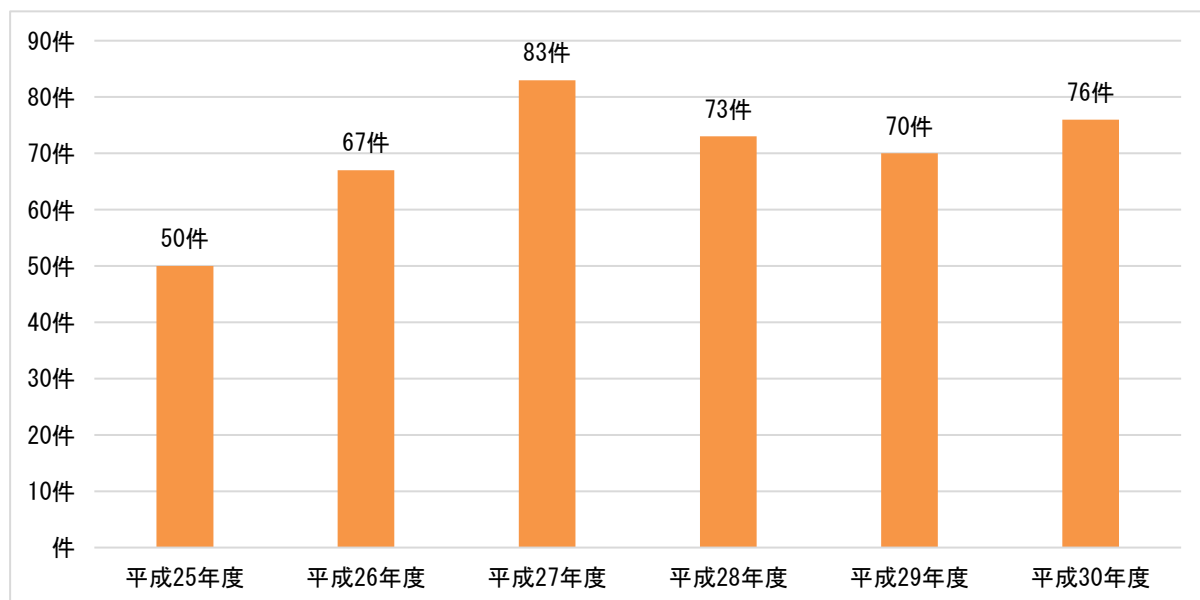
基本方針Ⅲ 男女（みんな）で共に生きる社会づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会を推進していくには、市民一人ひとりが健康で、いきいきと暮らしていける社会づくりが重要です。

近年ではドメスティック・バイオレンス※¹（以下「DV」という。）、デートDV※²、セクシュアル・ハラスメント※³（以下「セクハラ」という。）、性暴力による被害が社会問題化していますが、これらは重大な人権侵害です。その被害者の多くは女性で、SDGsにおいても女性や女児に対する暴力の根絶がうたわれています。

市に設置している婦人相談員及び無料法律相談を行う弁護士のもとには DV に関する相談が毎年 70 件程度あり（図Ⅲ－1）、相談内容に応じた支援と心のケアを行っています。



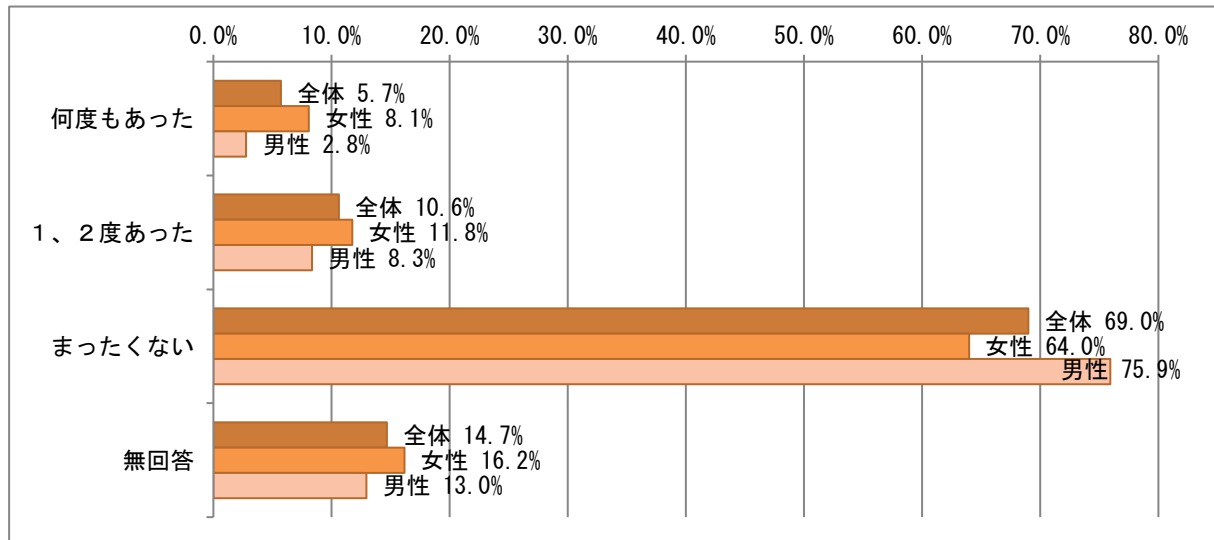
【図Ⅲ－1 DV相談件数（実人員）】

（平成31年3月 福祉課調べ）

<<用語説明等>>

- ※1 ドメスティック・バイオレンス：夫婦その他の男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為（水俣市男女共同参画まちづくり条例第2条第5号）
- ※2 デートDV：交際相手から受ける暴力。特に、中高生などの若い世代で問題となっている。
- ※3 セクシュアル・ハラスメント：あらゆる場において性的な言動により相手方を不快にし、個人の生活環境を侵害する行為又はその行為を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為（水俣市男女共同参画まちづくり条例第2条第6号）

DV 被害の有無を尋ねた質問（図Ⅲ－２）では、回答者の 16.3%が実際に身体的暴力や心理的暴力などの DV 被害を受けた経験があるとし、女性の被害が多い傾向にあります。事業所を対象とした調査で、セクハラの有無について尋ねた質問（図Ⅲ－３）では 12%が「あった」と回答しています。



※暴力の例として、下記のとおり設問に記載した上で回答

身体的暴力：身体に対する暴行

心理的暴力：暴言や脅迫

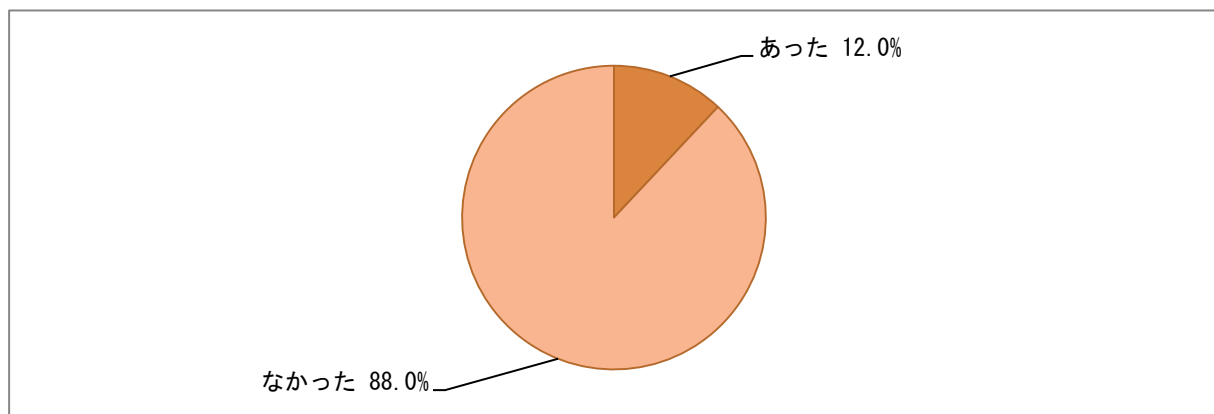
性的強要：性的行為の強要

経済的暴力：生活費を渡さない、自分は働かずに働くことを強要するなど、経済的基盤の支配

社会的暴力：行動を管理する、外出や電話・メールをチェックするなど、社会的生活の制限

【図Ⅲ－２ DV 被害の有無】

（令和元（２０１９）年６月 水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査より）



【図Ⅲ－３ セクハラの有無】

（令和元（２０１９）年６月 水俣市男女共同参画まちづくりに関する事業所調査より）

これらの被害は、被害を受けても相談につながっていないケースもあるため、予防・啓発に加えて、相談体制の整備と被害者の支援をしていく必要があります。

家庭生活においては、少子高齢化、核家族化、家族の働き方の多様化等により、生活環境は大きく変化しています。女性の就業が進む一方、依然として子育て・介護等の負担は女性に偏っており、男性の参画は進んでいない現状があります。また、男性自身も日々の健康問題や生活困窮、勤務問題等による不安から自ら命を絶ってしまう事例もあります※¹。現代のライフスタイルに応じた子育て支援の充実、健康寿命の延伸・介護予防を図り、かつ、不安を抱える人に対しては、周囲が気づき、適切な相談対応を行う体制を整備していく必要があります。

また、性的少数者（LGBT等）※²の割合は、人口の8.9%※³と推定されていますが、理解が進んでおらず、偏見や差別が生まれており、それらを避けるため自己を偽って生活している人も少なくありません。

それぞれの個性が能力、ライフステージに応じ、生涯に渡って心身ともに健康で自分らしく暮らしていけるように、地域での支えあいが必要です。

<<用語説明等>>

- ※1 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」によると、平成24（2012）年～平成28（2016）年の水俣市内における自殺者は男性23人、女性8人となっている。
- ※2 性的少数者（LGBT等）：性的指向や性自認に関するマイノリティのこと。同性愛者（Lesbian/Gay）、両性愛者（Bisexual）、「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人（Transgender）等
- ※3 電通ダイバーシティ・ラボによる調査結果。平成30（2018）年10月に、全国の20歳～59歳の個人6万人を対象にインターネットで調査を行った。有効回答者数6,229人

【施策の方向1】 男女間のあらゆる暴力を許さない社会づくり

恋人や配偶者間の暴力であるDVやセクハラ問題、性暴力等の暴力は重大な人権侵害です。
女性に対するあらゆる暴力を許さない社会をつくるための啓発、その予防・防止・早期発見に努めるとともに、被害者に対する支援を行います。

**(☆ターゲット5.2)**

人身売買や性交、その他の種類の搾取など、全ての女性及び少女に対する、公共・私的空間におけるあらゆる分野形態の暴力を排除する。

【施策の内容】**(1) DV、セクハラ、性暴力等の予防及び根絶 ★重点施策**

具体的施策	取組内容	担当課
①DV、セクハラ、性暴力等に対する相談体制の充実	(ア)家庭・婦人相談員の配置、資質の向上 (イ)無料法律相談の実施 (ウ)関係機関（国、県、警察等）への相談・連携の強化	福祉課 福祉課 福祉課
②DV、セクハラ、性暴力等の予防及び根絶への意識啓発	(ア)パンフレット等による啓発活動 (イ)デートDVなどの予防啓発 (ウ)DV、セクハラ、性暴力等の予防に係る研修会、出前講座の実施	福祉課 福祉課 福祉課、企画課

(2) 被害者の保護及び支援体制の充実 ★重点施策

具体的施策	取組内容	担当課
①DV、セクハラ、性暴力等に対する相談体制の充実 [Ⅲ-1-(1)-①（再掲）]	(ア)家庭・婦人相談員の配置、資質の向上 (イ)無料法律相談の実施 (ウ)関係機関（国、県、警察等）への相談・連携の強化	福祉課 福祉課 福祉課
②被害者の安全な保護体制の充実	(ア)一時保護体制（シェルター等）の充実 (イ)学校・関係機関との連携強化	福祉課 教育総務課
③被害者の自立支援に向けた環境整備	(ア)住宅確保（公営住宅等）の支援 (イ)就労活動の支援 (ウ)子どもの状況に応じた支援	都市計画課 福祉課 教育総務課
④関係機関との連携	(ア)学校・関係機関との連携強化 [Ⅲ-1-(2)-②-(イ)（再掲）] (イ)庁内関係課の連携強化	教育総務課 福祉課、市民課、いきいき健康課、関係課

<成果の指標>

項 目	現 況（平成30年度）	目標（令和8年度）
配偶者暴力相談支援センター※ ¹ の設置	未設置	設置
DVに関する相談機関の認知率（市民意識調査で相談窓口を認知している人の割合）	88.7%※ ²	100.0%

【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】

- 普段の言動に相手の人権を侵害する行為がないか見直しましょう。
- DVやセクハラ、性暴力の被害にあったら一人で悩まず、早目に相談しましょう。
- 事業所では、セクハラ等について正しく理解し、セクハラ等のない職場環境づくりに努めましょう。

<<用語説明等>>

- ※1 配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力被害者支援の中心的な役割を担う機関であり、市が設置する場合、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等を行う。
- ※2 水俣市男女共同参画まちづくりに関する事業所調査（令和元（2019）年6月）の結果による。

【施策の方向2】 子育て支援の充実

誰もが安心して子どもを産み、育てていく環境を充実させるとともに、家庭における子育てに対する女性の負担を軽減します。

【施策の内容】**（１）子育てに関する支援体制づくり ★重点施策**

具体的施策	取組内容	担当課
① 子育てに関する相談体制の充実	(ア) 子育てに係る相談窓口の充実（利用者支援事業の実施等） (イ) 新生児訪問、各乳幼児健診等での訪問、来所電話での相談受入 (ウ) 精神発達相談等の実施 (エ) 就学相談の実施 (オ) スクールソーシャルワーカーの配置 (カ) 就学援助事業の実施と制度周知	福祉課 いきいき健康課 いきいき健康課 教育総務課 教育総務課 教育総務課
② 子育て支援のための情報提供	(ア) 広報紙、HP等を活用した子育て支援情報の提供 (イ) 電子母子手帳の運用 (ウ) 各種健診、医療制度等の情報提供	福祉課、いきいき健康課 いきいき健康課 いきいき健康課
③ 乳児、小児を安心して育てられる医療体制の充実	(ア) 民間医療機関と医療センターとの小児科医師、夜間救急等医療体制の連携 (イ) 子ども医療費助成制度の実施	いきいき健康課 いきいき健康課
④ 子育て支援制度の充実	(ア) 保育体制の充実 (イ) 子育て短期支援事業の実施 (ウ) ファミリーサポート事業の実施 (エ) 病児・病後児保育の充実 (オ) 放課後の居場所づくり	福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 関係課
⑤ こどもセンターの充実	(ア) こどもセンター運営計画の策定及び推進 (イ) 子育て支援拠点事業の推進 (ウ) 児童館事業の推進	福祉課 福祉課 福祉課
⑥ 子育て世帯への経済的支援制度の充実	(ア) 子育て世帯への新たな経済的支援制度の検討、充実	福祉課
⑦ 各機関との連携	(ア) 子ども・子育て会議の運営 (イ) 保育所、幼稚園、こども園、関係機関との連携強化 (ウ) 療育に係る庁内関係機関との連携強化	福祉課 福祉課、いきいき健康課、教育総務課 いきいき健康課

（２）ひとり親家庭への支援体制づくり

具体的施策	取組内容	担当課
① 子育てに関する相談体制の充実	(ア) 母子自立支援員（婦人相談員）の配置、資質の向上 (イ) 子育てに係る相談窓口の充実 [Ⅲ-2-(1)-①-(ア)（再掲）]	福祉課 福祉課
② ひとり親家庭等への子育て等の生活支援	(ア) 一時的な保育や家事援助を要する家庭に対する家庭生活支援員の派遣	福祉課
③ ひとり親家庭の生活安定への援助	(ア) ひとり親等医療費助成制度の実施 (イ) ひとり親家庭への就労支援 (ウ) 母子父子寡婦福祉資金貸付	福祉課

＜成果の指標＞

項 目	現況（平成 30 年度）	目標（令和 8 年度）
子育て世代包括支援センター※ ¹ の設置	未設置	設置
子ども家庭総合支援拠点※ ² の設置	未設置	設置
子育て支援サービス等の利用者支援員※ ³ の配置	未設置	1 箇所
こんにちは赤ちゃん事業（乳児戸別訪問事業）実施率	96.9%	100%
子育て支援サービス等が充実し、子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合（子育て支援サービスの満足度）	10.9%※ ⁴	50.0%

【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】

- 家庭の中では、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共に協力しあい、安心して子育てができるよう、子育てに関する知識・制度についての情報を収集し、活用しましょう。
- 子育てについては、地域全体で支えあうという意識をもち、協力しあいましょう。
- 事業者は、子育てに関する情報等を積極的に取り入れ、子育てと仕事が両立できる環境づくりに努めましょう。

＜＜用語説明等＞＞

- ※¹ 子育て世代包括支援センター：関係機関と情報共有・連携をして、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援機能を持つ仕組み
- ※² 子ども家庭総合支援拠点：子どもとその家庭等を対象に、各種相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うとともに、要支援児童及び要保護児童への支援を含む子ども家庭支援全般を行う拠点
- ※³ 子育て支援サービス等の利用者支援員：利用者のニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談対応、利用支援等を行い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援する。
- ※⁴ 本市との連携協定に基づき慶應義塾大学が平成 29（2017）年 1 月に全世帯を対象に実施した水俣市民意識調査の結果による。

【施策の方向3】 男女が共に心豊かに元気に暮らす社会づくり

一人ひとりが自分らしく、安心して心豊かに暮らしていくためには、心と身体の健康が大切です。

互いの身体の特徴や考え方を理解し、ライフステージや個性にあった心と身体の健康増進に取り組みます。

【施策の内容】**（１）個性に応じた、生涯にわたる健康づくりの推進**

具体的施策	取組内容	担当課
①性と性の多様性を尊重する意識づくり	(ア)市役所で作成する性別を記載する書類の見直し (イ)性に関する教育の実施	関係課 教育総務課
②ライフステージに応じた心と体の健康づくりの推進	(ア)総合健診・複合健診、及び子宮頸がん・乳がんの個別検診の実施 (イ)胃内視鏡検査による胃がんの個別検診の導入 (ウ)41歳・50歳無料総合健診の実施 (エ)生きる支援推進プラン（自殺対策計画）の推進 (オ)特定健診及びがん検診の受診啓発と特定保健指導の実施 (カ)介護予防事業等での高齢者の健康教育の実施	いきいき健康課 いきいき健康課 いきいき健康課 いきいき健康課 いきいき健康課、市民課 いきいき健康課、市民課
③健康づくり・生きがいづくりとしての生涯スポーツの推進と競技スポーツの振興	(ア)市民スポーツ大会等の実施、競技スポーツの推進 (イ)出前スポーツ教室の実施	スポーツ振興課 スポーツ振興課

（２）地域社会で高齢者を支える体制づくり

具体的施策	取組内容	担当課
①地域と一体となった介護予防の推進 〔Ⅱ-2-(1)-④（再掲）〕	(ア)まちかど健康塾、もやい・ふれあい菜園事業の実施 (イ)長寿・健康増進事業の実施	いきいき健康課 市民課
②高齢者の地域活動や生きがいづくりの推進	(ア)自治会活動の充実 (イ)シルバー人材センター及び老人クラブの活動に対する助成	企画課 いきいき健康課
③要介護高齢者へのサービスの充実、質の向上 〔Ⅱ-2-(1)-⑤（再掲）〕	(ア)介護保険事業者同士の連携、情報交換や研修機会の提供 (イ)地域ケア会議の開催	いきいき健康課 いきいき健康課

（３）障がい者の自立を支える福祉の充実

具体的施策	取組内容	担当課
① 地域生活支援事業の実施	(ア)日常生活支援、相談支援等の実施	福祉課
② 障害福祉サービスの充実	(ア)自立支援給付を中心とした総合的なサービスの実施	福祉課
③ 障がい者の社会参加への支援	(ア)障がい者の社会参加支援と生きがいづくり (イ)障がい者の雇用・就労の推進	福祉課

＜成果の指標＞

項 目	現況（平成 30 年度）	目標(令和 8 年度)
特定健診※ ¹ 受診率	31.3%	60.0%
特定保健指導率	35.0%	60.0%
まちかど健康塾、もやい・ふれあい菜園事業（通いの場）の参加者数	734 人	924 人
水俣・津奈木シルバー人材センター会員数	361 人	451 人
障がい者の就労系サービス利用者数	2,413 人	2,791 人

【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】

- 互いの個性を認め合い、受け入れる社会をつくりましょう。
- 市民一人ひとりが健康について関心を持ち、日常生活の中で健康増進に努めましょう。
- 事業者は、健康づくりに対する機会を提供するとともに、高齢者や障がい者の就業の場の拡充に対して理解し、できる限り支援しましょう。

＜＜用語説明等＞＞

※1 特定健診：厚生労働省により平成20（2008）年度から実施が義務付けられた、内臓脂肪肥満に着目した健康診査。

基本方針Ⅳ 男女共同参画推進体制づくり

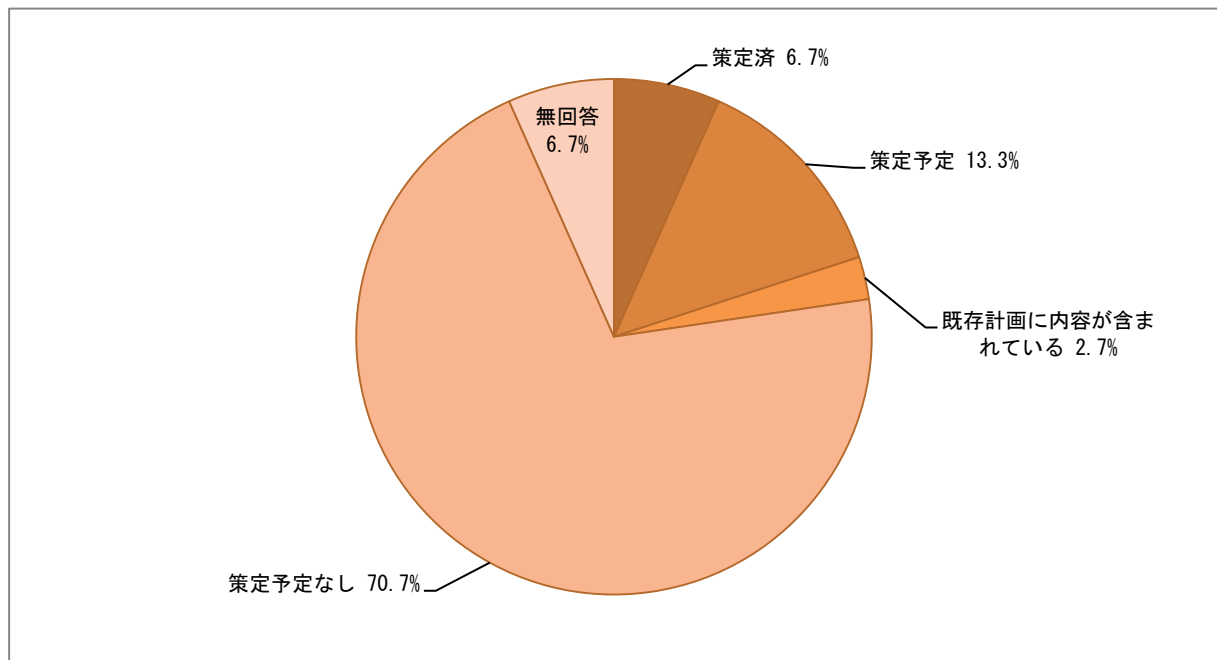
【現状と課題】

人口減少や少子高齢化が進行する中、豊かで活力のある社会を維持していくためには、男女が共に支えあい個々の能力を十分に発揮し、「持続可能な地域社会づくり」を推進していくことが重要です。

男女共同参画による持続可能な地域社会の実現に向け、まずは行政が率先して取り組むことが求められます。庁内の推進体制として、「水俣市男女共同参画社会推進本部」、「水俣市男女共同参画社会推進本部幹事会」、「水俣市男女共同参画社会推進本部検討部会」を組織し、各施策・取組に男女共同参画の視点を取り入れ、計画的な実施に努めます。また、施策を着実に推進していくために、「事業を計画(PPLAN)」、「実施(DO)」、「評価(CHECK)」し、「評価結果を反映(ACTION)」させます。

併せて、職員一人ひとりが男女共同参画を意識して職務に取り組むようにしていきます。

事業者においては、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定状況を尋ねた質問（図Ⅳ－１）によると、その策定率は 6.7%となっています。改正女性活躍推進法※¹では、事業主行動計画の策定義務が、常時雇用労働者 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されたので、今後、策定率が向上し、女性の採用、管理職への登用、働きやすい職場環境づくりが進んでいくと思われます。



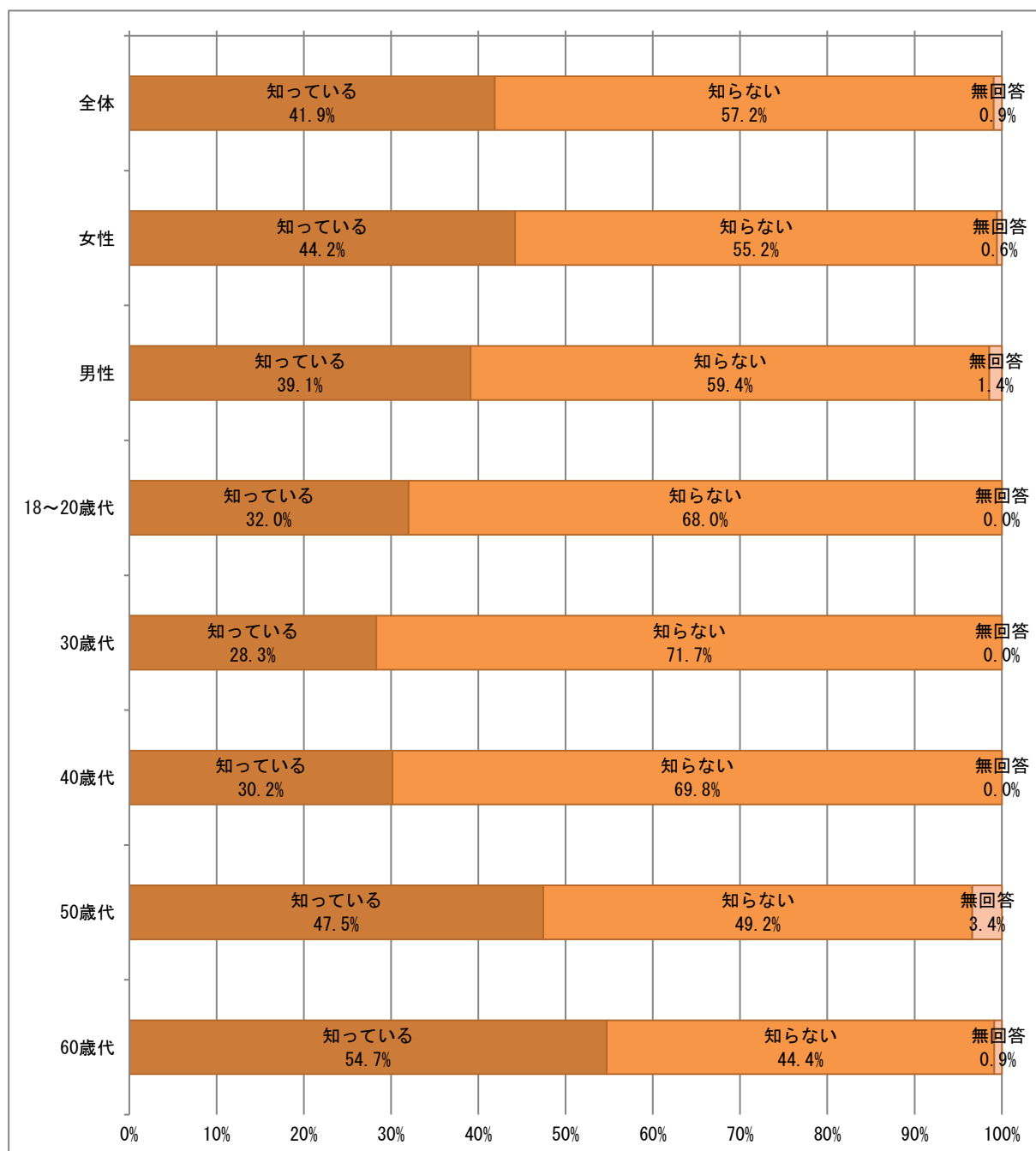
【図Ⅳ－１ 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定状況】

（令和元（2019）年6月 水俣市男女共同参画まちづくりに関する事業所調査より）

<<用語説明等>>

※1 改正女性活躍推進法：令和元（2019）年6月5日公布。公布日から3年以内の政令で定める日までに施行

一方、本市の男女共同参画都市宣言の認知状況（図Ⅳ－２）については、年齢別では 50 歳代、60 歳代が高くなっています。宣言してから 14 年経過していることから、宣言当時の世代における認知度の高さが関係していると考えられます。20 歳代から 40 歳代の認知度の低さは、近年の取組が不十分であったことが考えられます。



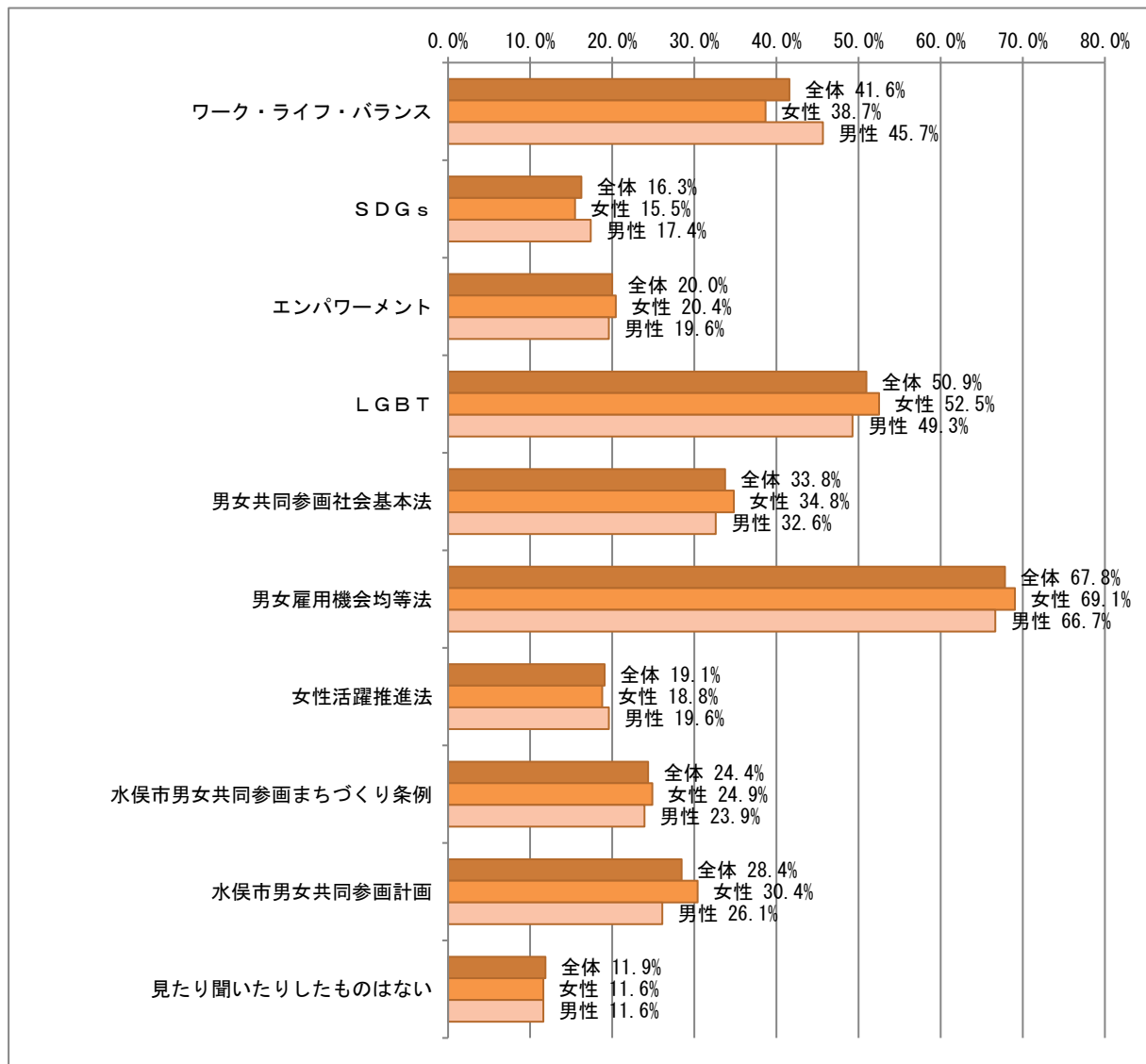
【図Ⅳ－２ 水俣市男女共同参画都市宣言の認知状況】

（令和元（2019）年6月 水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査より）

その他、男女共同参画用語の認知状況については(図Ⅳ－３)のとおり、「男女雇用機会均等法」の認知度が最も高く、次いで「LGBT」、「ワーク・ライフ・バランス」となりました。男女共同参画の考え方が定着するよう、今後さらに男女共同参画用語の内容について普及啓発に努めていくこととします。

市民・事業者との協働・連携については、市民・事業者で構成し、男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議する「水俣市男女共同参画審議会」等を組織して、計画の進捗管理を行います。

また、市民、事業者、行政が協働し、それぞれの責務を果たしながら、「男女共同参画社会による持続可能な地域社会」づくりに取り組んでいきます。



【図Ⅳ－３ 男女共同参画用語の認知状況】

(令和元(2019)年6月 水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査より)

【施策の方向1】 市の推進体制の充実

男女共同参画計画に位置付ける施策の定期的な進捗管理を行うとともに、現状と課題を分析し、全庁的かつ横断的に取り組んでいくことが必要です。

そのために、庁内における男女共同参画推進体制を強化するとともに、職員一人ひとりが男女共同参画を意識して、積極的に施策等に取り入れます。

併せて、庁内で男女共同参画を推進します。



(☆ターゲット 17.14)

持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。

【施策の内容】

(1) 男女共同参画の実現を目指した市の推進体制の充実

具体的施策	取組内容	担当課
①庁内連携の強化	(ア)水俣市男女共同参画社会推進本部、幹事会、検討部会の運営	企画課
②施策の進捗管理	(ア)第4次水俣市男女共同参画計画における各施策等の進捗管理 (イ)市民への施策実施状況等の公表	企画課 企画課
③庁内における男女共同参画の推進	(ア)女性活躍推進法の基づく水俣市特定事業主行動計画の推進・策定 (イ)市女性職員に対するエンパワメントの支援	総務課 総務課

(2) 男女共同参画の実現を目指した連携

具体的施策	取組内容	担当課
①関係各課との連携	(ア)各課の施策における男女共同参画社会形成に係る視点の取込みの推進	企画課、関係課

<成果の指標>

項目	現況（平成30年度）	目標（令和8年度）
水俣市男女共同参画都市宣言の認知率	41.9%※1	50.0%
施策実施状況等の公表	—	1回/年

【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】

- 行政等からの情報を積極的に収集し、男女共同参画に取り組みましょう。
- 普段の行動を見直し、これから何をすべきか考え、行動しましょう。

※1 水俣市男女共同参画まちづくりに関する事業所調査（令和元（2019）年6月）の結果による。

【施策の方向2】 市民、事業者との協働推進

男女共同参画社会の実現を目指し、市民・事業所との連携を強化し、情報の共有・協働（パートナーシップ）により推進します。

**（☆ターゲット17.17）**

さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

【施策の内容】**（1）市民・事業者との協働による男女共同参画の推進**

具体的施策	取組内容	担当課
①市民、事業者との協働	(ア)水俣市男女共同参画審議会等の運営 (イ)企業、事業所への男女共同参画に関する 情報提供 [Ⅱ-2-(1)-①-(ア) (再掲)] (ウ)男女共同参画に係る研修、出前講座、講演 会等の実施	企画課 経済観光課 企画課、生涯学習 課

＜成果の指標＞

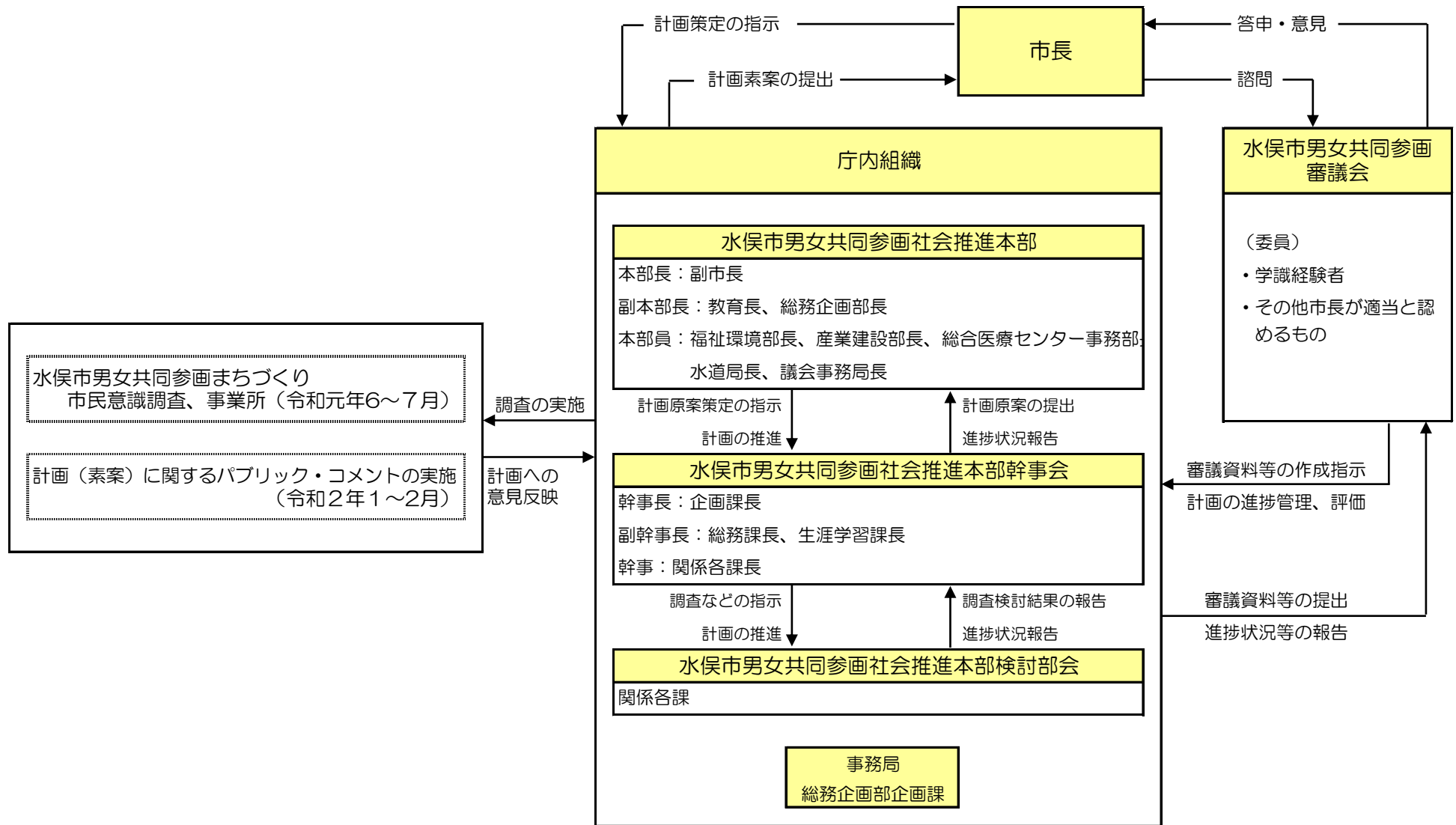
項 目	現況（平成30年度）	目標（令和8年度）
研修、出前講座、講演会等の実施回数 [Ⅱ-2 (再掲)]	1回／年	3回／年

【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】

- 市が行う男女共同参画に関する事業等に積極的に参加しましょう。
- 家庭・地域・職場でパートナーシップによる男女共同参画に取り組みましょう。
- 事業者は女性活躍推進法に基づく事業主行動計画を策定しましょう。

【水俣市男女共同参画計画策定及び推進体制】

300



第3章

資 料 編

1 水俣市男女共同参画都市宣言

水俣市男女共同参画都市宣言

私たちは、人と人の心をつなぐ「もやい」の精神のもと、心豊かで安心して暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一、わたしたちは、男女の性別にとらわれず、一人ひとりの人権を尊重し、自分らしく生きられるまちをつくります。
- 一、わたしたちは、男女が共に、対等なパートナーとして協働し、元気で活力のあるまちをつくります。
- 一、わたしたちは、男女が共に、家庭でも仕事でも協力しあい、いきいきと暮らせるまちをつくります。
- 一、わたしたちは、男女が共に、個性と能力を活かして、社会のあらゆる分野に参画し、魅力あるまちをつくります。

わたしたちは、男女（みんな）でいきいき・共に輝くまちをつくります。

2 水俣市男女共同参画まちづくり条例

制定：平成17年9月22日条例第35号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（第10条—第19条）

第3章 水俣市男女共同参画審議会（第20条—第27条）

第4章 雑則（第28条）

附則

少子高齢化の進展、経済の成熟化など社会情勢が急速に変化する中であって、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、また、個性と能力を十分に発揮していくことのできる男女共同参画社会の実現は、我が国の重要な課題となっています。

水俣市では、水俣病による差別や偏見等、人としての尊厳や地域の連帯感が損なわれた苦い経験を踏まえ、市民、行政が一体となった「人」と「人」の心をつなぐ「もやい」の精神によるまちづくりをこれまで推進してきました。しかし、地域には性別による固定的な役割分担意識を反映した慣行等が根強く残り、そのことが、女性登用、女性自身の参画意識、女性への暴力その他の問題を引き起こすなど、男女平等、共同参画に関して、まだ多くの課題を抱えています。本市においても、真の男女平等を実現し、少子高齢社会や過疎化等の地域問題に対応していくため、男女が共にその役割と責任を担う男女共同参画社会の実現が求められています。

そこで、市民一人ひとりが活力に満ち、豊かで安心して暮らすことのできる地域を目指し、男女が共に、積極的にまちづくりへ参画していくため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- （2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3） 市民 国籍を問わず、市内に在住し、又は市内に通勤、通学するすべての者をいう。
- （4） 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- （5） ドメスティック・バイオレンス 夫婦その他の男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為をいう。
- （6） セクシュアル・ハラスメント あらゆる場において、性的な言動により相手方を不快にし、個人の生活環境を侵害する行為又はその行為を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき推進されなければならない。

- （1） 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。
- （2） 社会における制度又は慣行についての配慮 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- （3） 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- （4） 家庭生活における活動とその他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- （5） 国際的協調 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協調の下に行われること。
- （6） 市、市民及び事業者の協働 市、市民及び事業者の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われること。

（実現すべき姿）

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の形成に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

（1） 家庭において実現すべき姿

ア 家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動が、家族を構成する男女相互の協力により行われる家庭

イ 男女の生涯にわたる健康が保持、増進され、安心かつ安全な暮らしが営まれる家庭

ウ ドメスティック・バイオレンスがなく、家族がお互いの人権を尊重する家庭

(2) 職場において実現すべき姿

ア 男女間に採用、配置、賃金、昇進等のあらゆる格差が存在せず、個人の意欲及び能力が充分に発揮される職場

イ 男女が共に育児、介護等に係る休業や休暇を安心して取得でき、家庭生活と職業生活の両立がゆとりをもって行える職場

ウ セクシュアル・ハラスメントがなく、安心して従事できる職場

(3) 地域社会において実現すべき姿

ア 男女共同参画社会の形成の妨げとなる慣行等にとらわれず、男女が共に意思決定に参画できる地域

イ 男女が自治会活動等に自ら進んで取り組み、それぞれの役割と責任を対等に果たす地域

(4) 学校において実現すべき姿

ア 一人ひとりの個性及び能力を尊重する教育が推進されるとともに、進学や就職に関し、性別にとらわれない指導が行われる学校

イ 男女が互いの心身を思いやる心を育む教育が推進される学校

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成が図られるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第8条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) あらゆる場において、性別を理由とする権利の侵害及び差別的な取扱いを行うこと。

(2) ドメスティック・バイオレンスを行うこと。

(3) セクシュアル・ハラスメントを行うこと。

(公衆に表示する情報に関する表現への配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報を発信する場合においては、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

(男女共同参画計画の策定等)

第10条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を定めるときは、市民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、水俣市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、啓発活動を行うものとする。

2 市は、学校教育及び社会教育を通じ、基本理念に関する市民の理解を深めるため、男女共同参画社会の形成に関する学習の機会の提供を行うとともに、男女共同参画社会の形成に向けた活動に資するよう、人材育成に努めるものとする。

(家庭生活と職業生活等との両立の促進)

第12条 市は、家族を構成する男女が共に家庭生活と職業生活等とを両立することができるよう、子の養育、家族の介護等の家庭における活動に対する支援及び職場の環境づくりの促進等に必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等における男女共同参画社会の形成の促進)

第13条 市は、農林水産業、商工業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(市の附属機関等における積極的改善措置)

第14条 市長その他の市の執行機関は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員の選任に当たっては、男女の構成員数について均衡を図り、男女が政策や方針の立案及び決定に共同して参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

2 市長その他の市の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(報告)

第16条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、公表するものとする。

(推進体制の整備等)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上及び財政上の措置を行うよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第18条 市は、市民及び事業者において広く男女共同参画社会の形成についての理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成に関する活動への積極的な参加を促すため、水俣市男女共同参画週間（以下「男女共同参画週間」という。）を設けるものとする。

2 男女共同参画週間は、11月20日を含む1週間とする。

3 市は、男女共同参画週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情又は相談の処理)

第19条 市民又は事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市民は、第8条に掲げる行為を受けた場合は、市長に相談を申し出ることができる。

3 市長は、前2項に規定する苦情又は相談について迅速かつ適切に対応する体制を整備するとともに、必要な場合は関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

第3章 水俣市男女共同参画審議会

(設置)

第20条 男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議するため、水俣市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 第10条に規定する男女共同参画計画策定に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長に意見を述べるることができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第24条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第25条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、審議会の委員のうち会長が指名する者をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、総務企画部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第27条 委員の報酬及び委員が職務を行うために必要な費用の弁償は、別に条例で定める。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定により定められた水俣市男女共同参画推進計画は、第10条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

3 この条例の施行後、第22条第2項の規定により最初に任命された審議会の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

(水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

4 省略。

附 則（平成２８年３月２３日条例第１０号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月１４日条例第３号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

3 水俣市男女共同参画社会推進本部設置要綱

制定：平成13年8月1日訓令第13号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成に係る計画の策定及び計画の進行管理を行うとともに、男女共同参画社会形成のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、水俣市男女共同参画社会推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「男女共同参画社会」とは、男女共同参画社会基本法第2条第1号に規定する社会のことをいう。

(所掌事項)

第3条 推進本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に係る計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 計画に基づく施策の実施及び進行管理に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会形成のため必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、教育長及び総務企画部長をもって充てる。

3 本部員は、別表1の者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第5条 本部長は、推進本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(補助組織)

第7条 推進本部の事務を円滑に処理するため、推進本部内に補助組織として、幹事会及び検討部会を置く。

(幹事会)

第8条 幹事会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画原案の策定に関すること。
 - (2) 計画に基づく事務事業の連絡、調整に関すること。
 - (3) 計画の進行管理に必要な事項に関すること。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
 - 3 幹事長は、企画課長をもって充て、副幹事長は、総務課長及び生涯学習課長をもって充てる。
 - 4 幹事は、別表2の者をもって充てる。
 - 5 幹事長は、幹事会を統括する。
 - 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 7 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

(検討部会)

第9条 検討部会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画原案の策定のため必要な基礎的條件の把握、整理等に関すること。
 - (2) 計画に盛り込むべき施策の調査、研究等に関すること。
 - (3) 本市が取り組むべき事務事業の整理等に関すること。
 - (4) 計画に基づく事務事業の連携に関すること。
 - (5) 計画の進捗状況の把握に関すること。
- 2 検討部会の委員（以下、「部会員」という。）は、職員のうちから市長が任命する。
 - 3 検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により、これを定める。
 - 4 部会長は、検討部会を統括する。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 6 検討部会の会議は、部会長が必要に応じて召集し、部会長が議長となる。
 - 7 部会長は、検討部会による調査、研究を専門的に行うため、部会員による作業班を編成することができる。

(アドバイザー)

第10条 本部長は、第3条に規定する所掌事項を遂行するうえで、専門的助言又は指導を必要とするときは、学識経験者などをアドバイザーとして設置することができる。

(事務局)

第11条 推進本部の事務局を総務企画部企画課に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日訓令第8号の2、教委訓第6号、水管規定第8号、議会訓令第3号、選管規定第2号、農委規定第3号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月21日訓令第11号、教委訓令第9号、水管規定第15号、議会訓令第5号、選管規定第4号、農委規定第4号）

この要綱は、平成18年6月21日から施行する。

附 則（平成１９年４月１日訓令第８号、教委訓令第４号、水管規定第１６号、議会訓令第２号、選管規定第２号、農委規定第１号）
 この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。
 附 則（平成２０年３月２６日訓令第４号）
 この訓令は、平成２０年４月１日から施行する。
 附 則（平成２２年３月３１日訓令第４―２号）
 この訓令は、平成２２年４月１日から施行する。
 附 則（平成２２年７月１日訓令第１８号、教委訓令第６号、水管規程第９号、議会訓令第７号、選管規程第７号、農委規程第７号）
 この訓令は、平成２２年７月１日から施行する。
 附 則（平成２４年４月１日訓令第４号の２、教委訓令第５号の２、水管規程第２号、議会訓令第２号の２、選管規程第４号、農委規程第４号）
 この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
 附 則（平成２７年３月１１日訓令第７号、教委訓令第１号、水管規程第２号、議会訓令第１号、選管規程第１号、農委規程第１号）
 この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。
 附 則（平成２８年４月１日訓令第９号、教委訓令第６号、水管規程第４号、議会訓令第２号、選管規程第１号、農委規程第１号）
 この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。
 附 則（平成２９年４月１日訓令第４号）
 この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。
 附 則（平成３１年４月１日訓令第５号、水管規程第４号、教委訓令第２号、病管規程第３号、議会訓令第２号、選管規程第２号、監査委規程第２号、農委規程第２号）
 この訓令は、平成３１年４月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

副市長、教育長、総務企画部長、福祉環境部長、産業建設部長、総合医療センター事務部長、水道局長、議会事務局長

別表２（第８条関係）

総務課長、企画課長、財政課長、危機管理防災課長、税務課長、市民課長、環境課長、水俣病資料館長、いきいき健康課長、福祉課長、経済観光課長、農林水産課長、都市計画課長、下水道課長、土木課長、会計課長、教育次長、教育総務課長、生涯学習課長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長

4 男女共同参画社会基本法

制定：平成11年6月23日法律第78号
最終改正：平成11年12月22日法律160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第4条 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成11年7月16日法律第102号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日〔平成13年1月6日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成11年12月22日法律第160号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。〔後略〕

(以下略)

5 熊本県男女共同参画推進条例

制定：平成13年12月20日条例第59号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第14条）

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第15条―第24条）

第3章 熊本県男女共同参画審議会（第25条―第27条）

第4章 雑則（第28条）

附則

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかにあつて、県民1人1人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者（県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

（2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い（明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。）を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

（県、県民、事業者及び市町村の協働）

第8条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

（県の責務）

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

〔第3条〕

2 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（県民の責務）

第10条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第12条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第13条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為

(2) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第14条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画の策定等)

第15条 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第16条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(職業生活と家庭生活等との両立の促進)

第17条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進)

第18条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(県の附属機関の委員の選任における配慮等)

第19条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。

2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第20条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。(推進体制の整備等)

第21条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第22条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第23条 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

2 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第13条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。

[第13条]

3 知事は、第1項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第2項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。
(年次報告)

第24条 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 熊本県男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第25条 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 男女共同参画計画の策定に関する事項

(2) 第23条第1項の苦情の処理に関する事項

[第23条第1項]

(3) 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第26条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第27条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第4章 雑則

(雑則)

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第15条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

制定：平成27年9月4日号外法律第64号
最終改正：令和元年年6月5日号外法律第24号9号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行〕

一 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行〕

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

7 水俣市男女共同参画審議会名簿

任期：令和元年7月2日～令和3年7月1日

N o	氏名	所属等	備考
1	新井 次郎	水俣商工会議所副会頭	市長が適当と認める者
2	小形 美千代	水俣市地域婦人連絡協議会理事	市長が適当と認める者
3	佐々木 みつえ	J Aあしきた女性部水俣支部長	市長が適当と認める者
4	澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部教授	学識経験者
5	田代 久子	水俣市社会福祉協議会 生活支援コーディネーター	市長が適当と認める者
6	原嶋 恒弘	水俣公共職業安定所長	市長が適当と認める者
7	平尾 雅述	水俣市教育委員	市長が適当と認める者
8	前川 理恵子	水俣市男女共同参画地域リーダー	市長が適当と認める者
9	松本 周子	水俣市婦人相談員	市長が適当と認める者
1 0	森迫 由美子	(社) 熊本県看護協会水俣芦北支部 編集委員長	市長が適当と認める者

(50音順、敬称略)

8 本市での取組状況

1990年（平成2年）	教育委員会社会教育課に「婦人対策係」を設置
1996年（平成8年）	女性が抱えている問題に関する市民意識調査をH7に実施し、翌年その報告書作成 生涯学習課の中に「文化女性係」を設置
1999年（平成11年）	男女共同参画地域フォーラムの開催
2000年（平成12年）	教育委員会から市長部局の総務企画部企画課に「女性国際係」として改組
2001年（平成13年）	水俣市男女共同参画社会推進本部を設置し、庁内推進体制が整う
2002年（平成14年）	企画課男女共同参画推進係を設置し、男女共同参画行政をスタート 男女共同参画社会に関する市民意識調査を実施。翌年、報告書作成
2004年（平成16年）	水俣市男女共同参画社会推進懇話会設置 懇話会からの男女共同参画行政への提言：「ひとりひとりが尊重され笑顔で暮らせるまちづくり」 の提言書を提出
2005年（平成17年）	水俣市男女共同参画推進計画策定 水俣市男女共同参画まちづくり条例施行 水俣市男女共同参画審議会設置 水俣市男女共同参画都市宣言 熊本県男女共同参画推進事業者表彰：生活協同組合水光社
2006年（平成18年）	男女共同参画事業所調査 水俣市パートナーシップウィーク
2007年（平成19年）	水俣市パートナーシップウィーク 事業所トップセミナー 女性模擬議会
2008年（平成20年）	男女共同参画推進係から男女共生社会推進係に改称 水俣市パートナーシップウィーク 男女（みんな）でいきいきセミナー 熊本県男女共同参画推進事業者表彰：ヘアブティック園田
2009年（平成21年）	水俣市パートナーシップウィーク 第2次水俣市男女共同参画推進計画策定のための市民意識調査 第2次水俣市男女共同参画推進計画策定
2010年（平成22年）	水俣市パートナーシップウィーク
2011年（平成23年）	水俣市パートナーシップウィーク
2012年（平成24年）	水俣市パートナーシップウィーク
2013年（平成25年）	水俣市パートナーシップウィーク
2014年（平成26年）	水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査及び事業所調査 水俣市パートナーシップウィーク
2015年（平成27年）	第3次水俣市男女共同参画計画策定 水俣市男女共同参画都市宣言10周年事業
2016年（平成28年）	水俣市パートナーシップウィーク
2017年（平成29年）	水俣市パートナーシップウィーク
2018年（平成30年）	水俣市パートナーシップウィーク
2019年（令和元年）	水俣市パートナーシップウィーク 水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査及び事業所調査 第4次水俣市男女共同参画計画策定

9 世界、日本、県のこれまでの動き

		世界（国連等）	日本	熊本県
1975年（昭和50年）		国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
国際婦人の十年（1976～1985）	1977年 （昭和52年）		「国内行動計画」策定 「国立女性教育会館」設置	商工労働水産部労政課に婦人行政担当窓口設置
	1979年 （昭和54年）	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		
	1980年 （昭和55年）	「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
	1981年 （昭和56年）		「国内行動計画後期重点目標」策定	
	1984年 （昭和59年）	「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための政界会議のためのエスカップ 地域政府間準備会議（東京）		
	1985年 （昭和60年）	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准	
1986年（昭和61年）			婦人問題企画推進本部：構成を全省庁に拡大・拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987年（昭和62年）			「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988年（昭和63年）				福祉生活部県民生活総室に婦人対策室設置
1990年（平成2年）		国連婦人の地位委員会拡大会議 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991年（平成3年）			「西暦2000年に向けた新国内行動計画（第1次改定）」策定 「育児休業法」の公布	
1993年（平成5年）		世界人権会議（ウィーン）	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）成立	
1994年（平成6年）		「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ） 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	男女共同参画社会形成のための総合的指針熊本県「ハーモニープランくまもと」策定
1995年（平成7年）		第4回世界女性会議ー平等、開発、平和のための行動（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）	「熊本県農山漁村女性ビジョン」策定
1996年（平成8年）			男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年（平成9年）			男女共同参画審議会設置 「介護保険法」公布	
1999年（平成11年）			「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行	
2000年（平成12年）		「国連ミレニアム宣言」採択 国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行	環境生活部に男女共同参画課設置
2001年（平成13年）		「ミレニアム開発目標」策定	男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者暴力防止法」施行	熊本県男女共同参画計画「ハーモニープラン21」策定 「熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン」策定
2002年（平成14年）			アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	熊本県男女共同参画推進条例施行 熊本県男女共同参画審議会設置 熊本県男女共同参画センター開設
2003年（平成15年）			「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部に決定 次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法成立	環境生活部に男女共同参画・パートナーシップ推進課設置

	世界（国連等）	日本	熊本県
2004年（平成16年）		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定	
2005年（平成17年）	国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	男女共同参画基本計画（第2次）閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
2006年（平成18年）		東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	「第2次熊本県男女共同参画計画」（ハーモニープランくまもと21）策定 「熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅡへステップアッププラン～」策定
2007年（平成19年）		「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2008年（平成20年）		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」策定
2009年（平成21年）		「育児・介護休業法」改正	
2010年（平成22年）	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	APEC第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合 「第3次男女共同参画基本計画」策定	
2011年（平成23年）	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」正式発足		熊本県男女共同参画計画「ハーモニープラン21（第3次）」策定 環境生活部に男女参画・協働推進課設置
2012年（平成24年）	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	女性総合支援事業開始
2013年（平成25年）		若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者暴力防止法」改正 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる	
2014年（平成26年）	HeForShe（ジェンダー平等のための連帯キャンペーン）発表	「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる	「熊本県女性の社会参画加速化戦略」策定
2015年（平成27年）	第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 UN Women 日本事務所開設 国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択	「女性活躍推進法」公布 第4次男女共同参画計画」閣議決定 安保理決議1325号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	「熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」策定 「熊本県女性の活躍推進計画」策定
2016年（平成28年）		「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意	「第4次熊本県男女共同参画計画」策定 「熊本県女性の活躍推進計画」策定
2017年（平成29年）	第61回女性の地位委員会「変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメント」採択	おとう飯始めようキャンペーン開始	
2018年（平成30年）		「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定 「女性活躍推進法」改正	男女共同参画センター業務を指定管理者へ一部委託
2019年（令和元年）	UN Womenがロヒンギヤに多目的女性センターを設置	「女性活躍推進法」改正	Higo ROCKa AWARDを開催

第4次水俣市男女共同参画計画
男女（みんな）いきいき・共に輝くまち

令和2年3月発行

熊本県水俣市

〒867-8555 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号

TEL 0966-61-1606 FAX 0966-62-0611

HOME PAGE <http://www.city.minamata.lg.jp/>